

令和4年度

事業概要

Works Guide 2022

福井県国民健康保険団体連合会

Fukui National Health Insurance Organization

目 次

はじめに	1
福井県国民健康保険団体連合会の概要	2
福井県国民健康保険団体連合会の事業一覧	16

主な事業内容

①診療報酬等の審査・支払業務	18
②保険者（市町等）における事務の共同処理	19
③介護給付費等の審査・支払業務	23
④介護サービス苦情処理業務	24
⑤障害介護給付費、障害児給付費に関する事業	25
⑥特定健康診査、特定保健指導に関する事業	26
⑦保険料（税）の特別徴収における経由機関業務	26
⑧出産育児一時金等の医療機関等への直接支払業務	27
⑨風しん対策業務に係る費用の請求支払業務	27
⑩新型コロナワイルスワクチン接種に係る請求支払事業	28
⑪保険料（税）の算定・賦課に関する事業	28
⑫保健事業	29
⑬調査研究事業	30
⑭広報事業	31
⑮その他の事業	32

資 料

令和4年度 各会計予算総括表	34
令和4年度 連合会運営経費内訳表	35
負担金および手数料	36
国保関係主要事項年表	39
会員名簿	45
国民健康保険診療施設一覧	46



はじめに

福井県国民健康保険団体連合会
理事長 南 英 治

福井県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づき設立された公法人です。

国民健康保険の経営主体である保険者(県、市町、国保組合)を会員として、保険者のための事業を実施する組織として発足しました。

そして今日では、保険者が実施する国民健康保険事業に関する診療報酬の審査・支払いを行うとともに、保険者の事務を共同処理しています。また、後期高齢者医療の診療報酬や、介護保険、障害者総合支援等の給付費の審査・支払いや、保険者の保健事業への支援などを行っています。

今年度は、この4月の診療報酬改定や10月に予定される介護、障害福祉職員の処遇改善に関する介護報酬等の改定への対応とともに、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる請求支払い事務についても引き続き的確に処理していかねばなりません。

国民健康保険は国民皆保険を支える重要な柱であり、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援等をはじめ連合会が実施する事業はいずれも保険者である市町等の医療福祉行政を側面から支え、ひいては我が国の社会保障制度を支える重要な役割を担うものです。

また国民健康保険は、平成30年度から財政運営の都道府県化に取り組むなど、社会を取り巻く人口減少や高齢化等の課題に対応した様々な制度改革や運用変更などの動きがあります。

連合会の運営に当たっては、こうした動きに適切に対応し、まずは現在の業務について着実に遂行するとともに、将来にわたり保険者を支え、安定してサービスを供給していくよう、組織全体で更なる資質向上を目指してまいります。

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

福井県国民健康保険団体連合会の概要

国民健康保険団体連合会とは

国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、会員である保険者が共同して国民健康保険(以下「国保」という。)事業の円滑な推進に寄与することを目的として、国民健康保険法(以下「国保法」という。)に基づいて設立された団体であり、各都道府県に1団体ずつ、全国に47の国保連合会があります。

本県では、県及び県下全市町(17保険者)と国保組合(3保険者)が会員となっており、国保事業のほか、後期高齢者(長寿)医療制度や介護保険制度を始めとした社会保障に関する事業など、保険者の共通目的を達成するために必要な事業を行っています。

基本理念

国保制度が国民皆保険体制の中核として地域住民の医療確保と健康の保持増進に資するという制度発足以来の目的を常に念頭に置いて、保険者の共同体としての責務を十分に認識し、信頼と安心を基盤とした良質の保険者サービスを提供します。

名称・所在地

【名称】福井県国民健康保険団体連合会

【所在地】〒910-0843

福井県福井市西開発4丁目202番1号

福井県自治会館4階



福井県自治会館

設立

昭和16年6月 福井県国民健康保険組合連合会設立

昭和23年10月 福井県国民健康保険団体連合会に名称変更

県内の国保保険者数及び国保被保険者数

(令和4年3月31日現在)

区分	保険者数	被保険者数
県	1	—
市町	17	136,073人
国保組合	3	4,634人
計	21	140,707人

会員・役員

・会員

会員名	代表者名
福井県	服部 和 恵
福井市	東 村 新 一
敦賀市	渕 上 隆 信
小浜市	松 崎 晃 治
大野市	石 山 志 保
勝山市	水 上 実喜夫
鯖江市	佐々木 勝 久
あわら市	森 之 嗣
越前市	山 田 賢 一
坂井市	池 田 稔 孝
永平寺町	河 合 永 充
池田町	杉 本 博 文
南越前町	岩 倉 光 弘
越前町	青 柳 良 彦
美浜町	戸 嶋 秀 樹
高浜町	野 瀬 豊
おおい町	中 塚 寛
若狭町	渡 辺 英 朗
福井食品 国民健康保険組合	高 畠 範 行
福井県医師 国民健康保険組合	大 中 正 光
福井県薬剤師 国民健康保険組合	廣 部 満

・役員

(令和4年6月1日現在)

役 名	氏 名	現 職 名
理事長	南 英 治	学識経験者
副理事長	水 上 実喜夫	勝山市長
//	河 合 永 充	永平寺町長
理事	服 部 和 恵	福井県健康福祉部長
//	東 村 新 一	福井市長
//	松 崎 晃 治	小浜市長
//	佐々木 勝 久	鯖江市長
//	池 田 稔 孝	坂井市長
//	岩 倉 光 弘	南越前町長
//	野 瀬 豊	高浜町長
//	高 畠 範 行	福井食品国保組合理事長
//	池 端 幸 彦	福井県医師会長
監事	森 之 嗣	あわら市長
//	戸 嶋 秀 樹	美浜町長

(任期 令和4年5月30日～令和6年5月29日)

※役員は、会員である保険者の長および学識経験者
から総会において選任することとなっています。

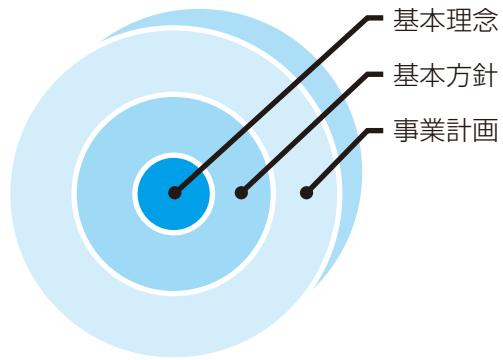


総会

基本方針

保険者を始め福井県、国民健康保険中央会、各国民健康保険団体連合会等の関係団体と十分な連携を図りながら、次の4つの基本方針に基づいた事業を実施します。

- 1 精度の高い審査および確実な支払サービスの提供
- 2 質の高い保険者サービスの提供
- 3 保険者支援の基盤となるシステム整備と安定運用
- 4 変化に対応できる組織と財政運営



○ 基本方針ごとの主な事業

1 精度の高い審査および確実な支払サービスの提供

○ I C T の活用による審査業務の強化と適正請求推進

- ・職員の事務共助技能の向上を図るため、審査委員等による医学的研修や職員間での算定ルールに関する研修を行います。また、再審査結果を分析し審査事務にフィードバックすることで、事務共助精度を高め「適正審査率」の更なる向上を目指します。
- ・請求受付事務の確実な実施に加え、オンライン資格確認等システムによるレセプト自動振替・分割機能の運用により、適正請求推進と保険者の事務の効率化に努めます。

○ 審査基準の統一化対応

- ・「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」で示された審査基準統一の取組みを引き続き積極的に推進とともに、統一化された審査基準は確実に審査に反映させます。

○ 介護給付費と障害者総合支援給付費における審査および介護給付適正化事業の円滑な実施

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき実施される令和4年9月までの介護職員、障害福祉職員等の処遇改善を図る経費の交付事業を県から受託し確実な支払に努めます。
- ・県策定の第8期介護保険事業支援計画に位置付ける介護給付適正化の推進を図るため、事務処理方法の見直しや国保連合会システムによって出力される給付実績情報を活用した新たな支援策を検討するとともに、県と共に市町等担当職員を対象に、適正化事業の推進に向けた取り組みに関する知識の習得とスキルアップの向上を目的とした研修会を開催し、保険者の支援に努めます。

2 質の高い保険者サービスの提供

○レセプト・健診情報等を活用した分析事業等の推進

- ・医療、介護等のデータ分析を新たに事業化するために、保険者の要望や課題等の確認、全国における分析事業の実施状況を調査し、令和6年度の実施に向けて検討します。

○電算共同処理の効果的な運用

- ・共同事業推進委員会に加えて、県が開催する各種会議や国保連合会支部が開催する会議への参加を通して、保険者に共通する課題や要望を的確に把握し、既存事業の改善や新規事業の提案等に取り組みます。
- ・次期国保総合システムへの更改に向けて、国保中央会における開発状況を注視するとともに、保険者への情報連携と意向調査を行い、円滑なシステム更改に取り組みます。
- ・国保連合会が提供している各種帳票やデータについて、県や保険者が利活用できるよう各種研修会を継続して実施します。

○効果的な保健事業の実施に向けた保険者支援

- ・「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」において、保健事業支援・評価委員会などを開催し、国保ヘルスアップ事業実施保険者等への支援や、保険者におけるデータヘルス計画の効率的な保健事業展開のための支援を行います。
- ・保険者が「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進できるよう、後期高齢者医療広域連合と連携し、KDBを活用した事業展開や全国、県内市町における先進事例等の共有など、保健事業支援・評価委員会や研修会をとおして市町の実態に即した支援を行います。
- ・保険者が行う保健事業の事業評価や計画立案等において、データ提供の側面から支援を行うとともに、後期高齢者医療のデータ分析支援の強化を図ります。
- ・特定健診等受診率向上や重症化予防事業など、保険者が取り組む保健事業を効率的・効果的に実施できるよう計画立案から評価までのプロセスに応じた支援に取り組みます。
- ・保健事業推進委員会や各種研修会等をとおして、保険者の要望を把握するとともに、それらの要望に応えられる職員の資質向上に努め、引き続き、保険者に信頼される保険者支援の体制構築を目指します。

○第三者行為損害賠償求償事務の取り組みの強化

- ・県と連携して保険者担当者を対象とした研修会を継続して開催することで、保険者による初動対応から請求に至るまでの事務の円滑化を支援します。

- ・保険者が、保険者努力支援制度（市町村分）の評価指標にある第三者求償の取り組みについて、レセプトの抽出条件を見直し、保険者が効率的に被保険者への傷病届出勧奨が行えるよう支援します。
- ・第三者行為による保険給付の早期発見と確実な請求のため、医療機関に対するレセプト記載方法の周知に加え、保険者と連携した地域住民に対する制度周知も併せて行います。

○第63回全国国保地域医療学会の開催

- ・令和5年度に福井県において開催予定である第63回全国国保地域医療学会について、全国国民健康保険診療施設協議会、東海北陸地方の各国保連合会等の関係団体と十分な連携を図りながら、円滑な開催に向けた準備に取り組みます。

3 保険者支援の基盤となるシステム整備と安定運用

○情報システムの効率化および適正化

- ・国保総合システムをはじめとする稼働中の各種情報処理システムについては、引き続き確実な運用と安定稼働に努めます。
- ・各システムの運用サポートについては、入札による業者選定および実際の業務量に見合った委託料の定期的な見直しを継続し、経費の削減に努めます。
- ・令和4年11月に保守期限を迎えるOAシステム（ファイルサーバ）の更改にあたっては、BCPの強化および経費の削減を目的にオンプレミス方式（※自社でサーバを保有・管理する方式）からクラウド方式に移行します。
- ・メールおよびインターネット機能に限定した新情報系ネットワーク（平成27年度稼働）については、業務の円滑な実施と安定稼働に向けて機器更改を行います。
- ・次期国保総合システムの更改（令和6年度）に向け、円滑な移行と安定稼働を実現するために課を横断した検討会を立ち上げ、課題・変更点の洗出しやカスタマイズの要否等について検討を始めます。

○情報セキュリティ対策の強化

- ・ISMS認証を継続し、レセプトをはじめとする全ての情報資産を適切に管理するとともに、ISMSのプロセスを通じて情報セキュリティ対策の強化と改善を図ります。
- ・各種セキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対する意識の醸成と向上を図ります。
- ・執務室の防犯カメラシステムの更改を行い、入退室管理システムとの一元管理により、情報資産の管理強化を図ります。

4 変化に対応できる組織と財政運営

○将来にわたり持続可能で安定的な財政運営

- ・新たに設定した手数料により確実かつ安定的に事業を実施していくため、引き続き人件費や委託料など支出の多くを占める経費の適正化に努めます。
- ・決算に基づく経営状況の分析と財務諸表等を活用した財務分析を継続することにより、安定的な財政運営を図ります。
- ・積立資産の適切かつ計画的な積立・管理・運用に努めるとともに、A I や I C T 関連経費の増加に対応するため、「I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立」の積極的な積立を行います。

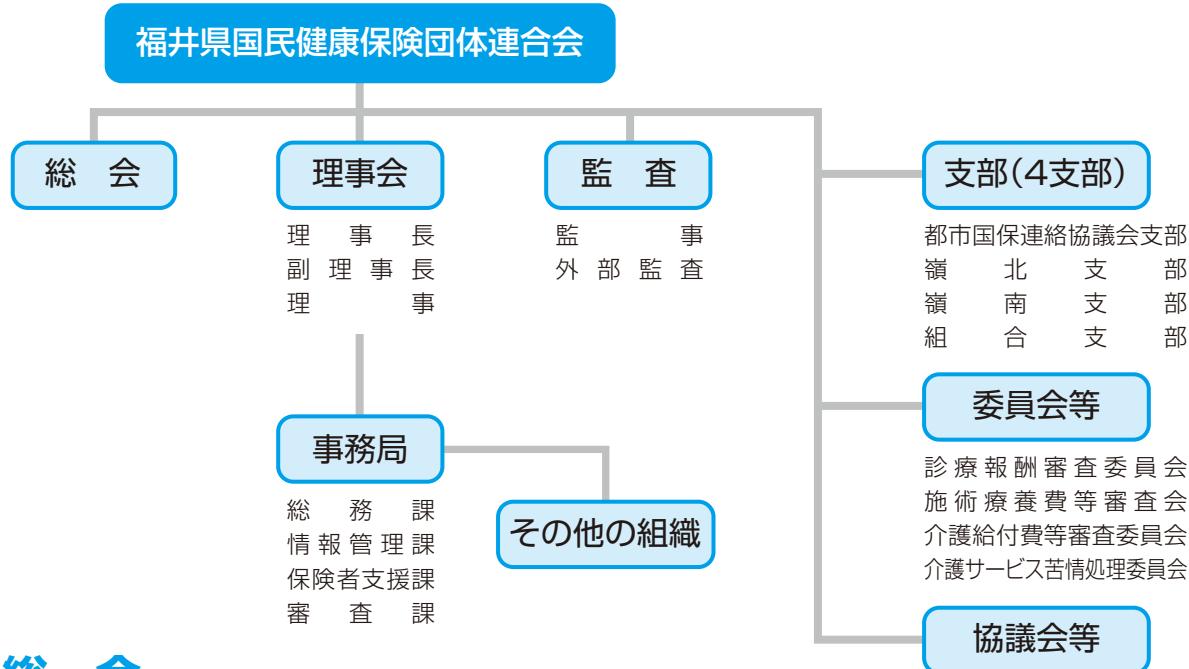
○ I C Tの進展に対応できる人材の育成

- ・統計分析の手法や分析結果の評価方法の知識の習得・向上を図ることなどにより、I C Tの進展に対応できる人材の育成を図ります。
- ・制度変革期において的確な対応が図れる職員の育成のため、コンプライアンス研修などの全体的な研修と審査共助能力の向上などの専門的な研修を年間を通して開催し、職員の資質の向上を図ります。
- ・国保連合会・国保中央会以外の機関が開催する研修等に職員を積極的に参加させることにより、幅広い視野・知識を持った職員の育成を図ります。
- ・職員の心身の不調を予防するため、法令に則った健康診断とストレスチェックを実施するとともに、それらの結果をもとに個別相談会を実施するなど、産業医と連携して職員の健康維持を図ります。

○事業継続計画の強化

- ・コロナ禍の中においても着実に事業を実施するため、引き続き事業継続計画に関するマニュアルのブラッシュアップを図るとともに、実地訓練を通して計画を充実・強化します。

組織



○総会

総会は、会員である保険者の代表者により構成される当連合会の議決機関です。毎年2月と7月に理事会の議決により招集され、規約の改正のほか、予算および決算等の審議を行います。

○理事会

理事会は、理事長以下12名の理事により構成される当連合会の執行機関です。理事長が必要に応じて招集し、総会の招集および提出議案のほか、会務運営の具体的な方針等の審議を行います。

○監査

保険者を代表する監事2名により、当連合会の業務および予算執行のほか、財産の管理等について監査を行います。

また、当連合会の組織に属さない外部の専門家による監査も実施しており、監査機能の独立性・専門性を一層充実させることにより、事業および会計の透明性・安全性のさらなる確保を図っています。

○支部

当連合会では、福井県都市国保連絡協議会、嶺北地方、嶺南地方および国保組合の4つの支部を設置しており、各支部の管轄区域内における保険者間の連絡調整のほか、研修会の開催を通して国保事業の育成・発展を図っています。

○協議会等

協議会名	目的	構成
事業運営協議会 (国民健康保険部会)	連合会事業の運営に関することおよび業務の執行改善に関する事項を審議する。	県・市町国保主管課(室)長 18名 国保組合事務(局)長 3名
事業運営協議会 (介護保険部会)	介護保険事業関連業務の運営に関することおよび執行改善に関する事項を審議する。	市町介護保険主管課(室)長 15名 坂井地区広域連合 介護保険主管課長 1名
共同事業推進委員会	保険者、連合会が行う共同事業について、意見を交換し、効率的な事業の推進を図る。	県・市町国保主管課実務担当者 18名 国保組合実務担当者 3名
保健事業推進委員会	保険者、連合会が行う保健事業について、意見を交換し、効率的な事業の推進を図る。	県・市町保健事業実務担当者 18名 国保組合保健事業実務担当者 3名
介護保険共同処理事業 推進委員会	保険者、連合会および関係機関等が意見を交換し、事業の合理化、効率化を図る。	市町介護保険実務担当者 15名 坂井地区広域連合 介護保険実務担当者 1名
保健事業支援・評価 委員会 【国保保健事業】	保険者における被保険者の疾病予防、重症化予防、健康保持増進を目的とした取り組みを支援する。	公衆衛生学の専門職等の有識者 5名
保健事業支援・評価 委員会 【後期高齢者保健事業】	構成市町における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取り組みを支援する。	公衆衛生学の専門職等の有識者 5名

○その他の組織の事務局運営

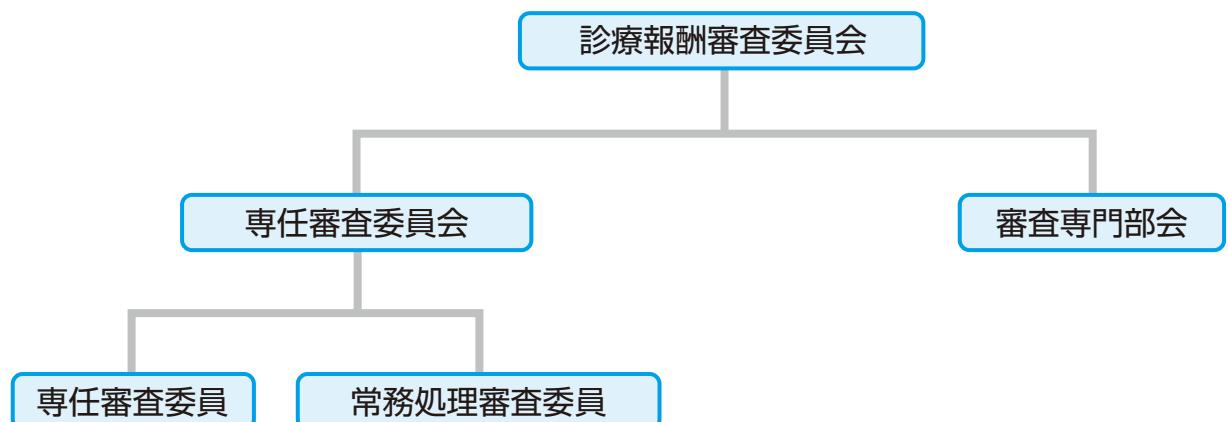
協議会名	目的	構成
保険者協議会	県内の医療保険者が連携・協力し、保健事業や医療費分析等の円滑、効率的な実施を図る。 令和元年度から県と共同で事務局運営	県内医療保険者 県健康福祉部担当課
国保診療施設 研究協議会	国保病院・診療所の勤務医師が研究討議を行い、地域医療の充実を図る。	県内国保診療施設医師、 歯科医師
市町保健師 研究協議会	市町保健師相互間の知識と技術の研鑽に努め、効果的な保健事業の運営を図る。	県内市町保健師
和の会 (福井県在宅保健師の会)	保健師としての豊富な経験と知識を活かし、地域における保健活動・健康増進に努め、会員相互の連携を図る。	県内在住の在宅保健師

○委員会等

・診療報酬審査委員会

国保法第45条第5項および高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第70条第4項の規定に基づき保険者から委託を受け、診療報酬等請求書の審査を行うため、国保法第87条および高確法第126条の規定に基づき当連合会に「国民健康保険診療報酬審査委員会」を設置しています。

なお、適正かつ公正な審査を図るため、診療報酬審査委員会にそれぞれ部会ならびに委員会を設置しています。



- ・審査専門部会：一定以上の高点数診療報酬明細書を専門的に審査
- ・専任審査委員：審査委員会から特に委任された事項および再審査困難事案の対応等
- ・常務処理審査委員：全国決済の審査および新規開設保険医療機関等の審査等

「高点数診療報酬明細書」について

国保法第45条第6項により、医科38万点以上（心・脈管に係る手術を含むものについては70万点以上）、歯科20万点以上の診療報酬の審査については、国保中央会に設置する特別審査委員会に委託します。

【会期】毎月3日間開催します。

【組織】保険医を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員の三者構成をもって組織します。

【委嘱】県知事が委嘱します。

【任期】審査委員の任期は2年です。

【構成】

保険医代表	保険者代表	公益代表	計
12名	12名	12名	36名

(任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日)

・柔道整復師およびしん灸マッサージ師療養費等審査会

保険者から委託を受け、国民健康保険および後期高齢者医療に係る療養費および医療費ならびに柔道整復師等の施術料の審査を行うため、当連合会に「柔道整復師およびしん灸マッサージ師等療養費審査会」を設置しています。

【会期】毎月1日間開催します。

【組織】柔道整復師を代表する委員、保険者を代表する委員および学識経験者の三者構成としており、さらにしん灸マッサージ師を代表する委員をもって組織します。

【委嘱】当連合会理事長が委嘱します。

【任期】審査委員の任期は2年です。

【構成】

(任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日)

施術代表	保険者代表	学識経験者	計
2名	2名	1名	5名

・介護給付費等審査委員会

保険者である市町等（以下「介護保険者」という。）から委託を受け、介護給付費請求明細書および介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書（以下「介護給付費等」という。）の審査を行うため、介護保険法第179条の規定に基づき、当連合会に介護給付費等審査委員会を設置しています。介護給付費等審査委員会では、介護給付費等の請求に疑義があるものなどの審査を行います。

また、介護給付費等審査委員会には医療部会を設置しており、短期入所施設療養介護および介護予防短期入所療養介護における緊急時施設療養費、緊急時施設診療費、特定診療費、特別療養費および特別診療費、並びに介護保健施設サービスにおける緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費および特別療養費、介護療養施設サービスにおける特定診療費並びに介護医療院サービスにおける緊急時施設診療費および特別診療費の請求の審査を行います。

介護給付費等審査委員会

医療部会

【会期】毎月1日間開催

【組織】介護給付費等対象サービス事業者を代表する委員、市町を代表する委員、公益を代表する委員の三者構成をもって組織します。

【委嘱】当連合会理事長が委嘱します。

【任期】審査委員の任期は2年です。

【構成】

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

サービス担当者代表	市町代表	公益代表	計
3名	3名	3名	9名

・介護サービス苦情処理委員会

介護保険法第176条の規定に基づき、介護サービスの質の維持・向上を図ることを目的として、介護サービスに係る苦情処理業務を行います。

苦情処理においては、法律に関する専門的知識を必要とすることから、当連合会に介護サービス苦情処理委員会を設置しています。

【会期】必要な都度会長が召集

【組織】苦情処理委員は、中立公正な立場で活動できる保健・医療・福祉・法律関係の学識経験者から3名を選出し組織します。

【委嘱】当連合会理事長が委嘱します。

【任期】苦情処理委員の任期は2年です。

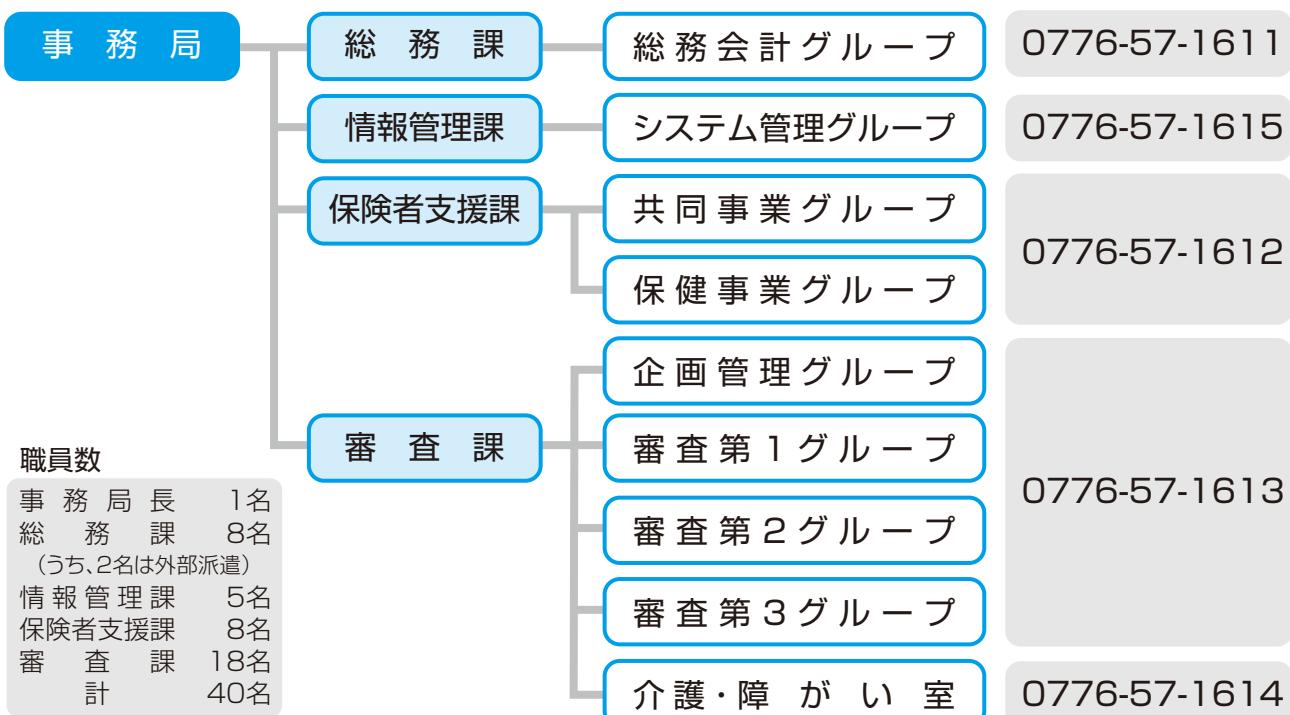
【構成】

(任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日)

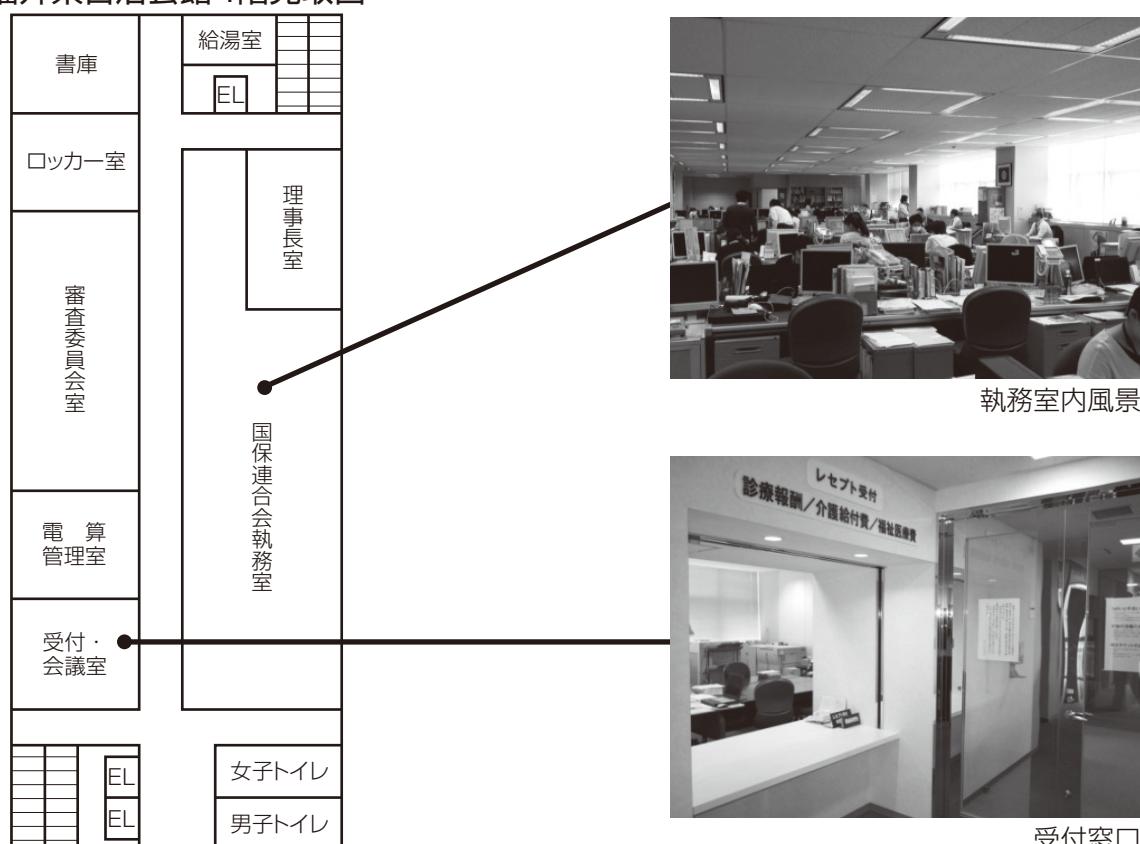
保健・医療	福祉	法律関係	計
1名	1名	1名	3名



事務局組織図



福井県自治会館4階見取図



事務分掌

課	室・グループ	主な事務
総務課	総務会計グループ	総会、理事会に関すること 規約および規則に関すること 危機管理体制の運用に関すること 予算編成および執行に関すること 職員の人事、給与、福利厚生、研修に関すること 公印の管守に関すること 文書の収受、発送ならびに整理保存に関すること 国、県および国保中央会補助金の申請に関すること 負担金および手数料の賦課徴収に関すること 認可、許可、届出および契約に関すること 診療報酬等の融資に関すること 表彰に関すること 個人情報の保護、コンプライアンスに関すること 国保中央会・県・地方協議会との連絡調整に関すること 支部運営の連絡調整に関すること 広報事業(ホームページ)、書籍のあっせんに関すること 債権譲渡、差押および供託に関すること 監事会、外部監査に関すること 収入・支出の審査および出納業務に関すること 資金および積立金の管理に関すること 決算の調整に関すること 財産の管理および物品の出納保管に関すること 複式簿記財務システム運用管理に関すること
情報管理課	システム管理グループ	情報システムに関する企画調整に関すること 電算処理システム開発、調達及び管理に関すること ISMSの運用に関すること 保険者とのネットワークに関すること ICT-BCPに関すること
保険者支援課	保健事業グループ	保健事業推進委員会に関すること 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業に関すること 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること 国保データベース(KDB)システムに関すること 健康づくり推進に向けた包括的連携に関すること 医療費データ活用事業に関すること 健康づくり活動支援事業に関すること 保険者協議会事務局運営に関すること 市町保健師研究協議会事務局運営に関すること 在宅保健師会事務局運営に関すること 各種統計冊子作成に関すること
	共同事業グループ	保険者事務共同電算処理事業に関すること 保険者共同事業推進委員会に関すること 特定健康診査・特定保健指導の請求支払に関すること 広報(特定健診受診率向上広報、ポスター等)に関すること 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業に関すること

福井県国民健康保険団体連合会の概要

課	室・グループ	主 な 事 務
保 険 者 支 援 課	共同事業グループ	国保情報集約システムに関すること 国保診療施設研究協議会に関すること 全国国保地域医療学会開催に関すること 国保事業費納付金等算定に関すること 高額医療費算定業務 特別高額医療費共同事業に関すること オンライン資格確認に関すること 福井県レセプト点検共同処理事業に関すること 福井県国保運営協議会に関すること
審 査 課	審査第1グループ	診療報酬(医科)の審査に関すること 診療報酬(調剤)の審査に関すること 診療報酬審査委員会に関すること 専任審査委員会に関すること 研修に関すること
	審査第2グループ	診療報酬(医科)の審査に関すること 審査支払業務にかかる統計および分析に関すること レセプト電算管理に関すること オンライン資格確認に関すること
	審査第3グループ	診療報酬(歯科)の審査に関すること 訪問看護・療養費等の審査に関すること 再審査処理に関すること 保険者間調整に関すること 審査課庶務に関すること 「審査情報」に関すること
企画管理グループ		診療報酬審査請求・支払確定に関すること 過誤調整・返還金に関すること 全国決済業務に関すること 保険医療機関の登録、異動および調整に関すること 出産育児一時金等に関すること 重点審査に関すること 福祉医療費電算共同処理事業に関すること 風しん対策業務に関すること 新型コロナワクチン接種に係る請求支払事業に関すること
介 護 ・ 障 が い 室		介護保険審査支払事業に関すること 介護予防・日常生活支援総合事業審査支払に関すること 介護保険共同処理事業推進委員会に関すること 介護給付費等審査委員会に関すること 介護給付適正化事業に関すること 介護保険共同事業に関すること 障害者総合支援給付に関すること 介護サービス苦情処理事業に関すること 高額医療・高額介護合算処理に関すること 年金特別徴収経由機関業務に関すること 主治医意見書料支払処理に関すること 介護予防ケアマネジメントに係る財政調整に関すること 「介護だより」に関すること

福井県国民健康保険団体連合会の事業一覧

令和4年4月1日現在

診療報酬審査支払事業	共同事業	介護保険
<p>○国民健康保険診療報酬 ○公費負担医療 ○後期高齢者医療診療報酬</p> <p>1.審査委員会 (国民健康保険、後期高齢者医療) ① 審査委員会の開催 ② 専任審査委員会の開催 ③ 審査専門部会の開催 ④ 常務処理審査委員の設置</p> <p>2.審査支払事務 (国民健康保険、後期高齢者医療) ① レセプト電算処理システム及びレセプトオンライン請求の処理業務 ② 画面を利用した審査・事務共助システムの充実及び審査事務の効率化</p> <p>3.市町事務代行 (国民健康保険) ① 柔整療養費(県内分、県外分)の審査 ② 療養費の審査</p> <p>4.広域連合事務代行 (後期高齢者医療) ① 柔整療養費(県内分、県外分)の審査 ② 療養費の審査</p> <p>5.出産育児一時金等の医療機関等への直接支払</p> <p>6.保険者間調整</p> <p>7.風しん対策業務</p> <p>8.新型コロナワイルスワクチン接種に係る請求支払事業に関すること</p>	<p>1.保険者事務電算共同処理 ① 被保険者の台帳の作成及び異動処理 ② 診療(調剤)報酬明細書、訪問看護療養費明細書及び療養費支給申請書の資格確認及び給付記録事務 ③ 各種統計資料の作成 ④ 磁気レセプトの保管 ⑤ 医療費通知書の作成 ⑥ 高額療養費通知書の作成 ⑦ 退職被保険者の適用適正化処理 ⑧ 診療報酬明細書磁気データの作成 ⑨ 後発医薬品差額通知書の作成 ⑩ 特別調整交付金(結核・精神)申請事務支援事業</p> <p>2.第三者行為損害賠償求償事務(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険)</p> <p>3.福祉医療費電算共同処理事業</p> <p>4.後期高齢者医療電算処理</p> <p>5.レセプト点検共同事業</p> <p>6.県からの委託事業 ① 国保事業費納付金等算定 ② 高額医療費に関すること ③ 特別高額医療費に関すること</p> <p>7.国保情報集約システムに関すること</p>	<p>1.介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の請求に係る審査及び支払</p> <p>2.介護保険保険者事務電算共同処理 ① 要介護認定更新支援処理 ② 償還支払額管理処理 ③ 介護給付費通知作成処理 ④ 介護給付費適正化支援処理 ⑤ 高額介護サービス費支給処理 ⑥ 高額医療合算介護(予防)サービス費支給処理 ⑦ 主治医意見書料支払処理 ⑧ 認定調査委託料支払処理 ⑨ 市町特別給付等支払処理 ⑩ 介護保険被保険者証作成処理 ⑪ 各種統計資料作成処理 ⑫ その他必要な被保険者、受給者、保険者の登録及び台帳の作成</p> <p>3.介護給付適正化支援事業の実施</p> <p>4.審査委員会(介護保険) ① 審査委員会の開催 ② 医療部会の開催</p> <p>5.介護サービスに係る苦情処理</p> <p>6.介護サービス苦情処理委員会</p> <p>7.介護保険事務担当者研修会・苦情処理担当者研修会の開催</p> <p>8.介護予防ケアマネジメントに係る財政調整</p> <p>9.保険料(税)の年金からの特別徴収に係る経由機関業務</p> <p>障害者総合支援</p> <p>1.障害介護給付費等の請求に係る審査及び支払</p> <p>2.その他必要な共同処理 ① 障害児給付支払処理 ② 地域生活支援事業支払処理 ③ 高額障害福祉サービス等給付費支給処理</p>

研修関係	保健事業	企画・調査・統計・広報
<p>1.各種研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国保事務初任者研修会 ② 第三者行為損害賠償求償事務研修会 <p>2.中央等における研修・協議会等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全国国保運営協議会会长等連絡協議会 ② 国保制度改善強化全国大会 	<p>1.国保・後期高齢者ヘルスサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健事業支援・評価委員会の運営 ② データヘルス計画モニタリング研修会の開催 ③ 特定健診受診率向上研修会 ④ データヘルス計画新任者研修会 ⑤ 国保データベースシステム活用研修会 <p>2.糖尿病性腎症重症化予防事業</p> <p>3.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組み</p> <p>4.県からの委託事業 (福井県ヘルスアップ支援事業)</p> <p>5.地域住民の健康保持増進及び啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診・特定保健指導の受診勧奨を目的としたポスター配布 ② 保険者が行う特定健診・特定保健指導事業への在宅保健師派遣 <p>6.特定健診・特定保健指導の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診・特定保健指導のデータ管理と健診費用の請求支払処理 ② 特定健診等データ管理システムに関する説明会の実施 <p>7.保険者協議会事務局業務(県と共同運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診・特定保健指導周知啓発活動 ② 特定健診・特定保健指導に関する研修会の実施 ③ 特定健診データ分析 <p>8.市町保健師研究協議会の運営及び活動支援・研修会等の開催</p> <p>9.在宅保健師の会(和の会)の運営及び活動支援・研修会等の開催</p>	<p>1.諸統計・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険者が健康課題の把握等を行うための基礎資料提供 ② 福井県の国保作成 <p>2.保険財政の健全化に関する分析 データ提供事業</p> <p>3.広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定健診受診率向上広報 ② 特定健診・特定保健指導啓発ポスター作成 ③ 第三者行為傷病届自主提出率向上広報 <p>4.個人情報の保護</p>

国保事業充実強化推進

- 1.国保支部活動の支援
- 2.国保運営協議会委員等講演会開催

地域医療

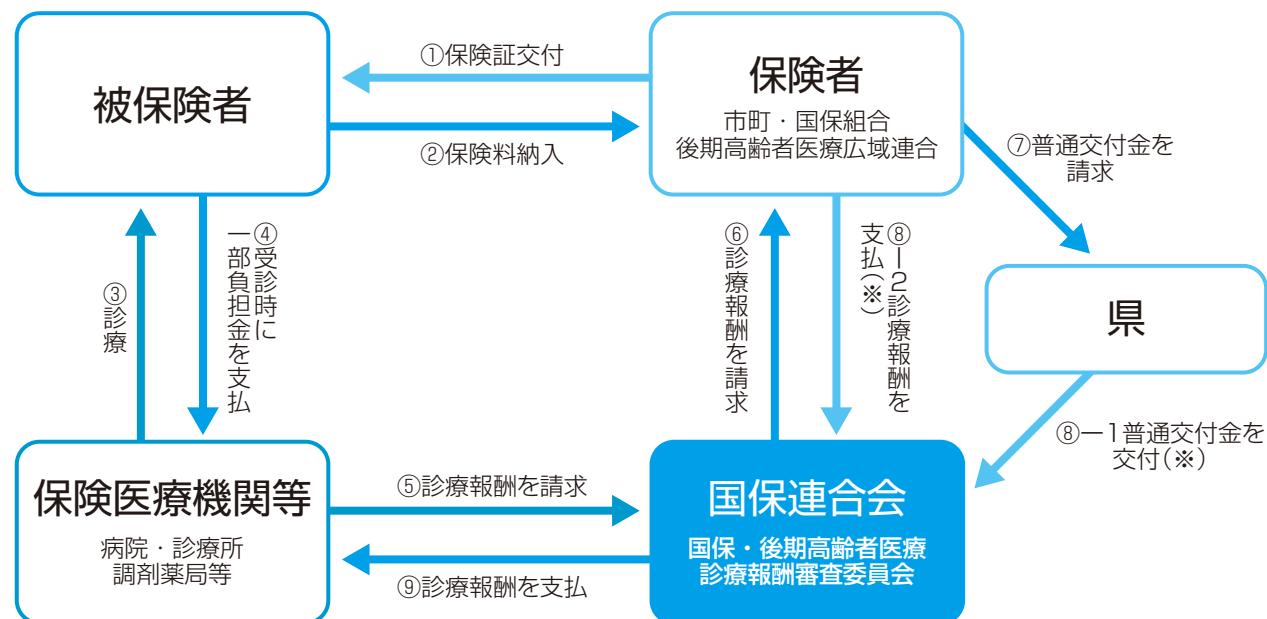
- 1.国保診療施設研究協議会の運営協力及び助成
 - ① 全国国保地域医療学会、地域医療現地研究会への参加
 - ② 北陸三県国保地域医療学会
- 2.全国国保地域医療学会の開催

主な事業内容(令和4年度事業の概要)

①診療報酬等の審査・支払業務

保険者からの委託を受け、保険医療機関等から請求された診療報酬、調剤報酬、柔道整復師による施術料等の審査・支払を行っています。診療報酬とは、保険診療の対価としての報酬のことです、当連合会では診療報酬のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金を除く額について、保険者への請求と保険医療機関等への支払いを行っています。

審査支払業務の流れ



※H30年4月の国保制度改革により、市町村国保については県を通じた交付となり、国保組合・後期高齢者については従来通り直接支払いとなった。

審査支払業務処理スケジュール

当月（診療月の翌月）			翌月（診療月の翌々月）		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
レセプト受付〆切 ▲10日	レセプト内容点検	過誤受付 再審査受付	審査委員会	確定払込請求書送付	共同処理帳票発送 支払通知発送
			全国決済受託分送信 全国決済委託分登録	増減点通知送付 レセプト公開 再審査結果送付	診療報酬支払 ▲20日 （※26日）

※紙レセプト請求の場合

②保険者（市町等）における事務の共同処理

保険者に共通する業務を当連合会で一元的に共同処理することにより、事務の軽減や効率化を図るとともに、健全な事業運営を支援するため、以下の共同処理事業を行っています。

・保険者事務電算共同処理事業

各保険者における被保険者の異動情報やレセプトデータなどの電算事務を一元的に処理しています。各保険者から提出された国保被保険者等の異動情報をレセプトデータと照合して資格確認を行うほか、各種帳票の電子情報等を保険者に提供しています。

業務内容

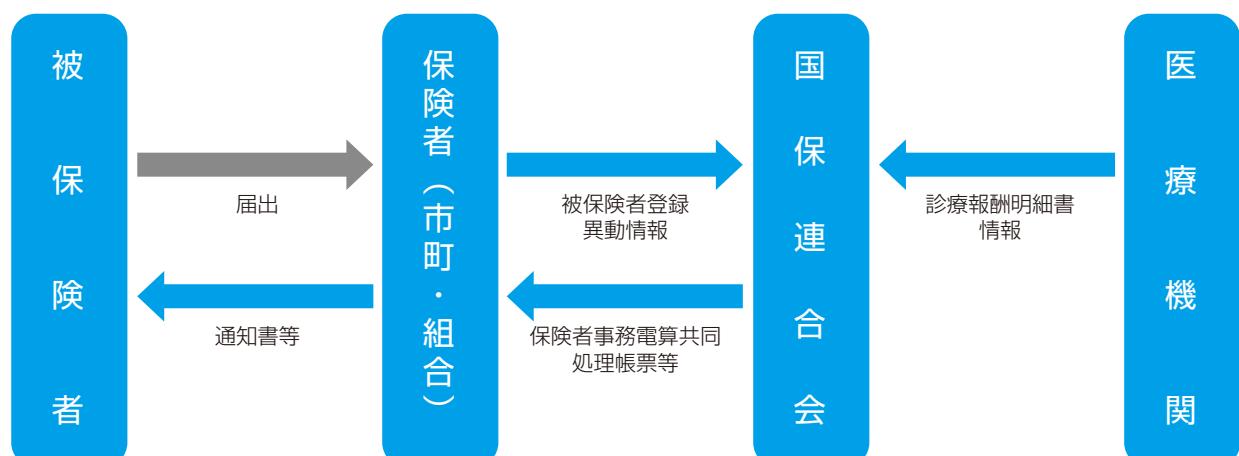
(1) 一般業務

- ①被保険者の台帳の作成および異動処理に関すること
- ②診療（調剤）報酬明細書等の資格確認および給付記録事務に関すること
- ③各種統計資料の作成に関すること
- ④磁気レセプトの保管に関すること

(2) 特別業務

- ①医療費通知書の作成に関すること
- ②高額療養費通知書の作成に関すること
- ③退職被保険者の適用適正化処理に関すること
- ④診療報酬明細書磁気データの作成に関すること
- ⑤後発医薬品差額通知書の作成に関すること
- ⑥特別調整交付金（結核・精神）申請事務支援事業に関すること
- ⑦その他保険者が必要とするもので当連合会が認めたもの

保険者事務電算共同処理事業の流れ



・第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

交通事故などで被保険者が保険医療機関等で治療を受けた際、被保険者（被害者）の治療費については、そのケガを負わせた第三者（加害者）に損害賠償責任が生じます。そのため、被保険者の治療に国保を使用した場合、国保は第三者に対して損害賠償請求を行い、保険給付分を回収することが必要となります。

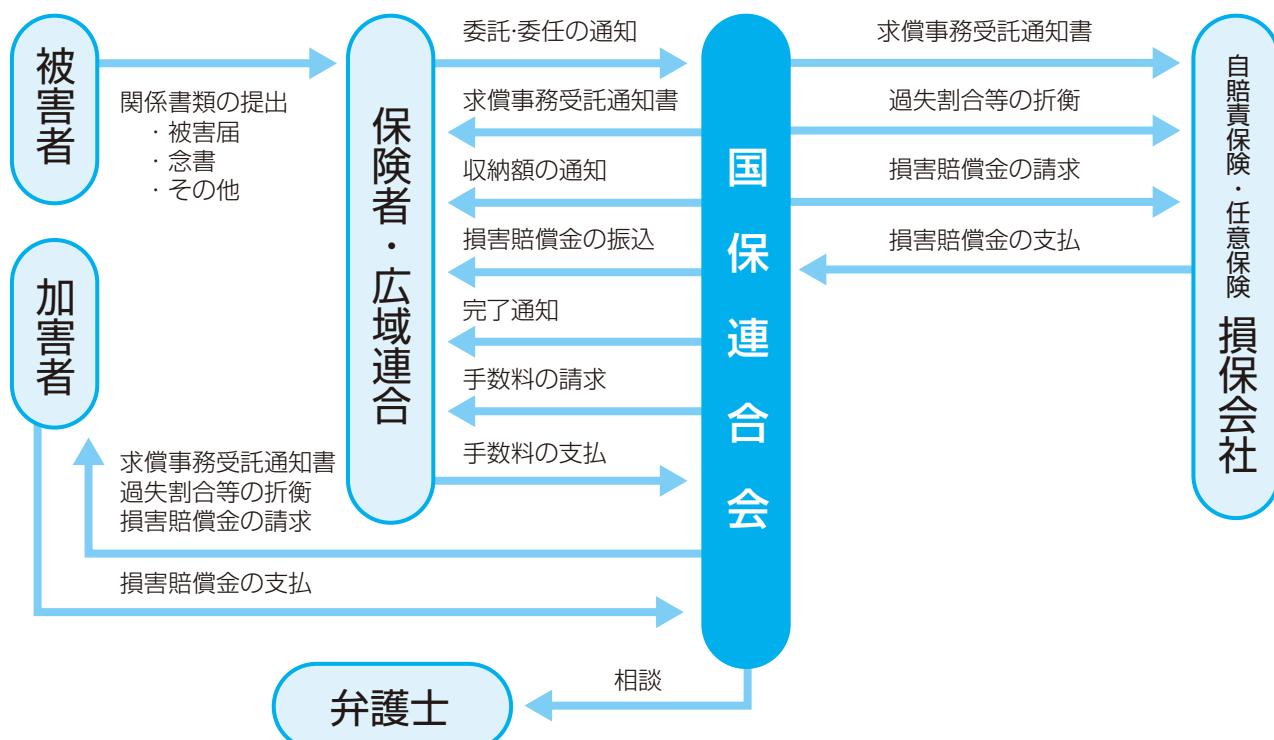
当連合会では、国保のほか、後期高齢者医療制度や介護保険において発生した損害賠償請求権について、代位取得した保険者から委託を受けて損害賠償請求事務を行っています。

第三者行為の例

- ・交通事故
- ・ケンカ
- ・他人が所有する動物（犬など）にかまれた
- ・購入食品や飲食店での食中毒
- ・スキー・スノーボード等の衝突・接触事故
- ・その他（工事現場からの落下物等でのケガ）



第三者行為損害賠償求償事務の流れ



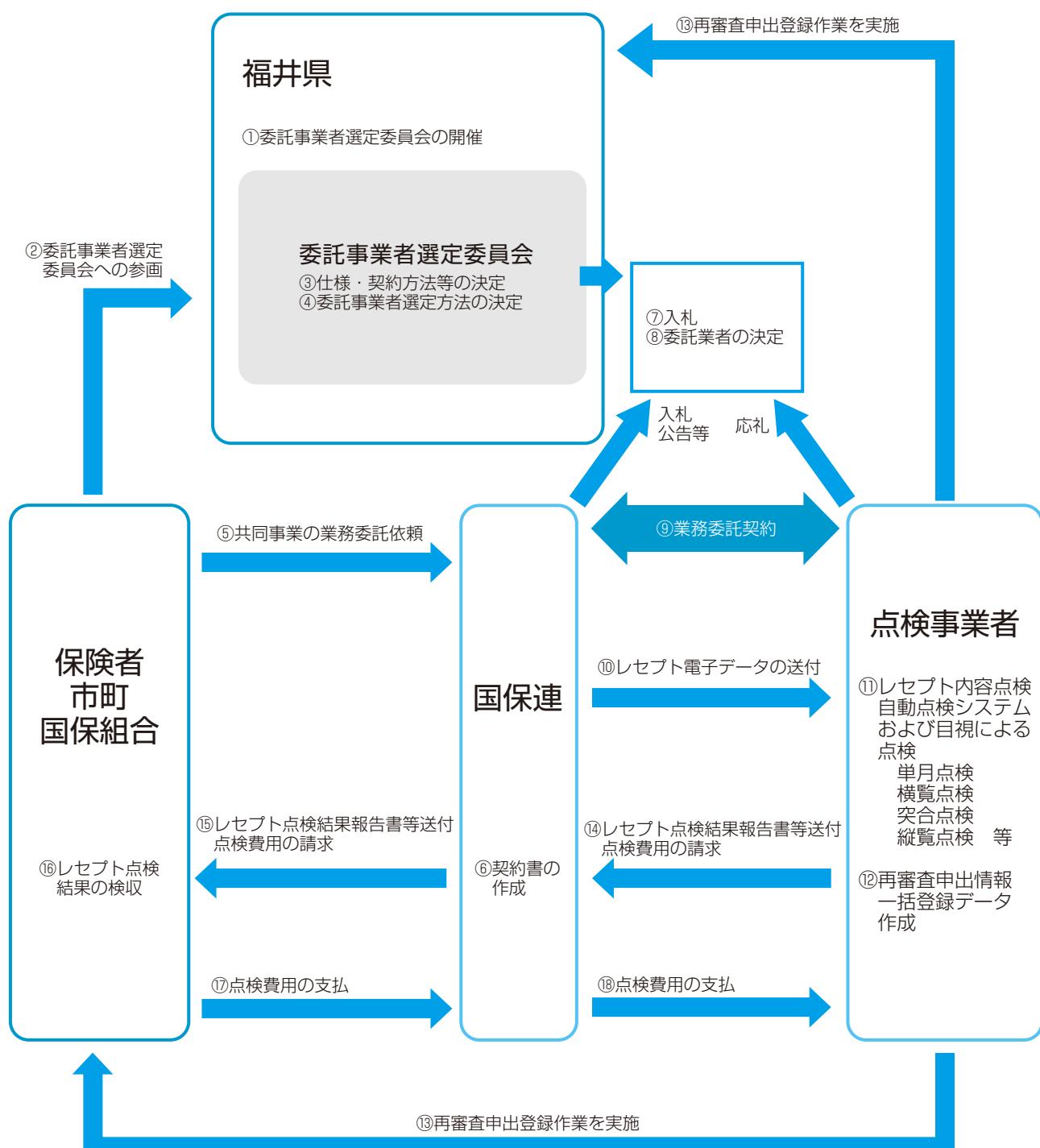
※「代位取得」とは

被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、保険者が負担した保険給付分の請求権を保険者が被保険者に代わって取得すること。

・レセプト点検共同事業

保険者が行うレセプト点検事業に関して事業の軽減や効率化を図るため、当連合会では、保険者からの委託を受け、点検業者を決定する際の入札事務や、レセプトデータの引き渡しなど、当該事業の一部を行っています。

レセプト点検の流れ



・福祉医療費電算共同処理事業

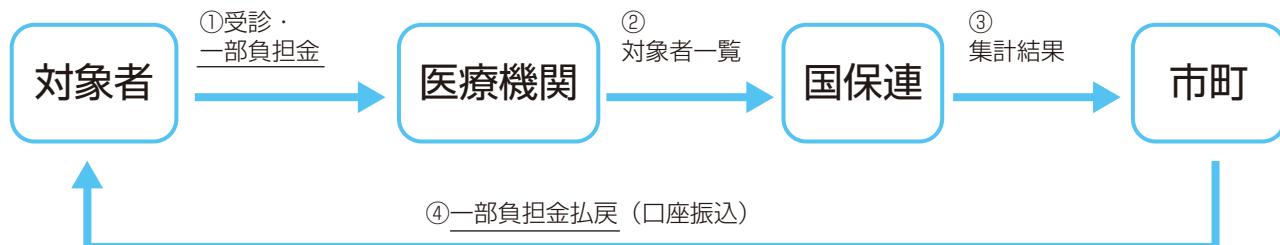
福祉医療費助成制度は、障がい者や子どもなど、県や市町が定めた一定の条件に該当する方が保険診療を受けた場合、医療費の一部を助成することで、対象者の保健の向上と福祉の増進を図る制度です。

本県では、当該事業の対象範囲のうち、重度精神障がい者医療、重度心身障がい者医療およびひとり親家庭医療については「自動償還払い方式」、子ども医療については「現物給付方式」を採用しています。

当連合会では、保険医療機関等からの代行申請を一元的に受け付けて共同処理するなど、市町における当該事業の効率化を図っています。

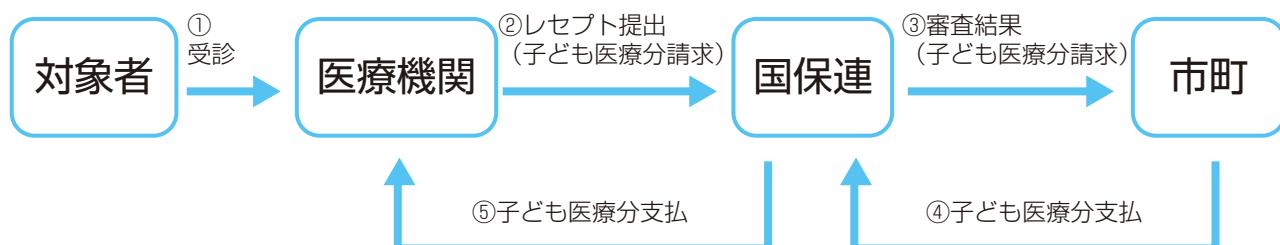
自動償還払い方式

保険医療機関等が対象者の申請事務を代行することで、後日、受診時に窓口で支払った一部負担金相当額が自動的に対象者に償還（払戻し）されます。



現物給付方式

保険給付には、医療保険のように治療や検査など医療行為で支給される「現物給付」と、出産育児一時金のようにお金で支給される「現金給付」があります。子ども医療費助成では、対象者が一旦は支払うべき一部負担金を「現物給付」とすることで、保険医療機関等の窓口での支払いが不要※となります。



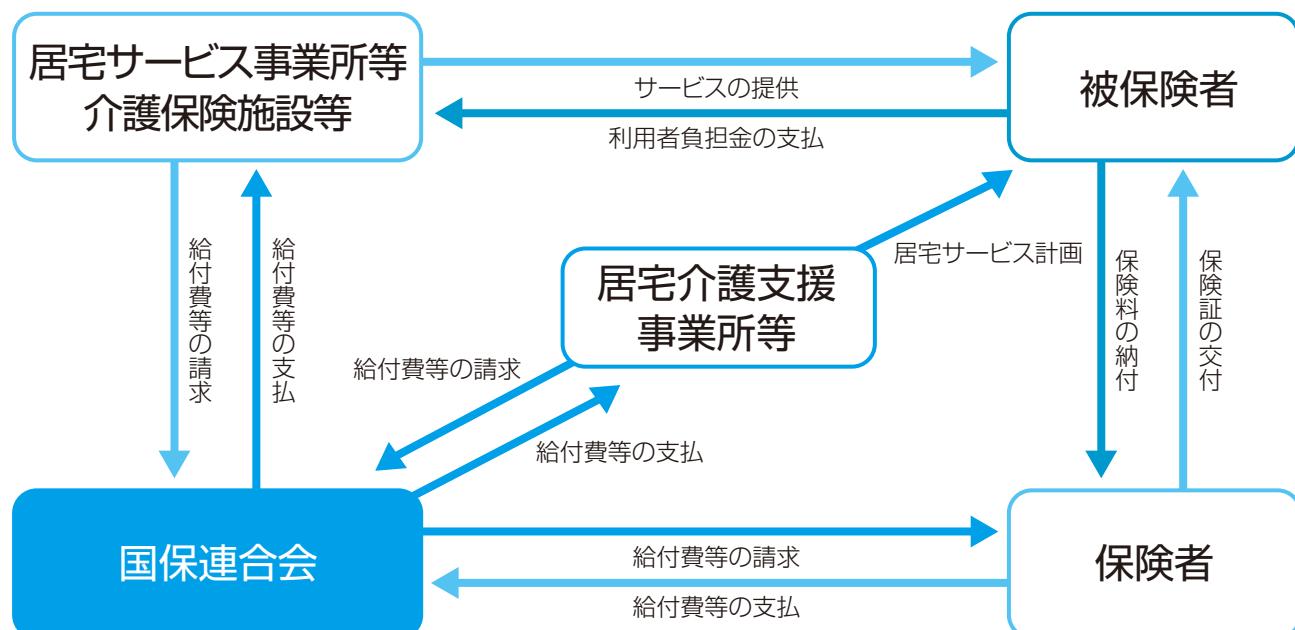
※一部対象者に自己負担あり（受給者証に記載）

③介護給付費等の審査・支払業務

保険者からの委託を受け、居宅介護支援事業所や介護保険施設等から請求された介護給付費の審査・支払を行っています。介護給付費とは、介護サービスの対価としての報酬のことです、当連合会では介護給付費のうち被保険者がサービス事業所等の窓口で支払った一部負担金を除く額について、保険者への請求とサービス事業所等への支払いを行っています。

また、平成27年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、介護保険法第176条第1項第2号に基づき、介護保険者から受託し、訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から提出される第一号事業費の審査及び支払いを行っています。

審査支払業務の流れ



審査支払業務処理スケジュール

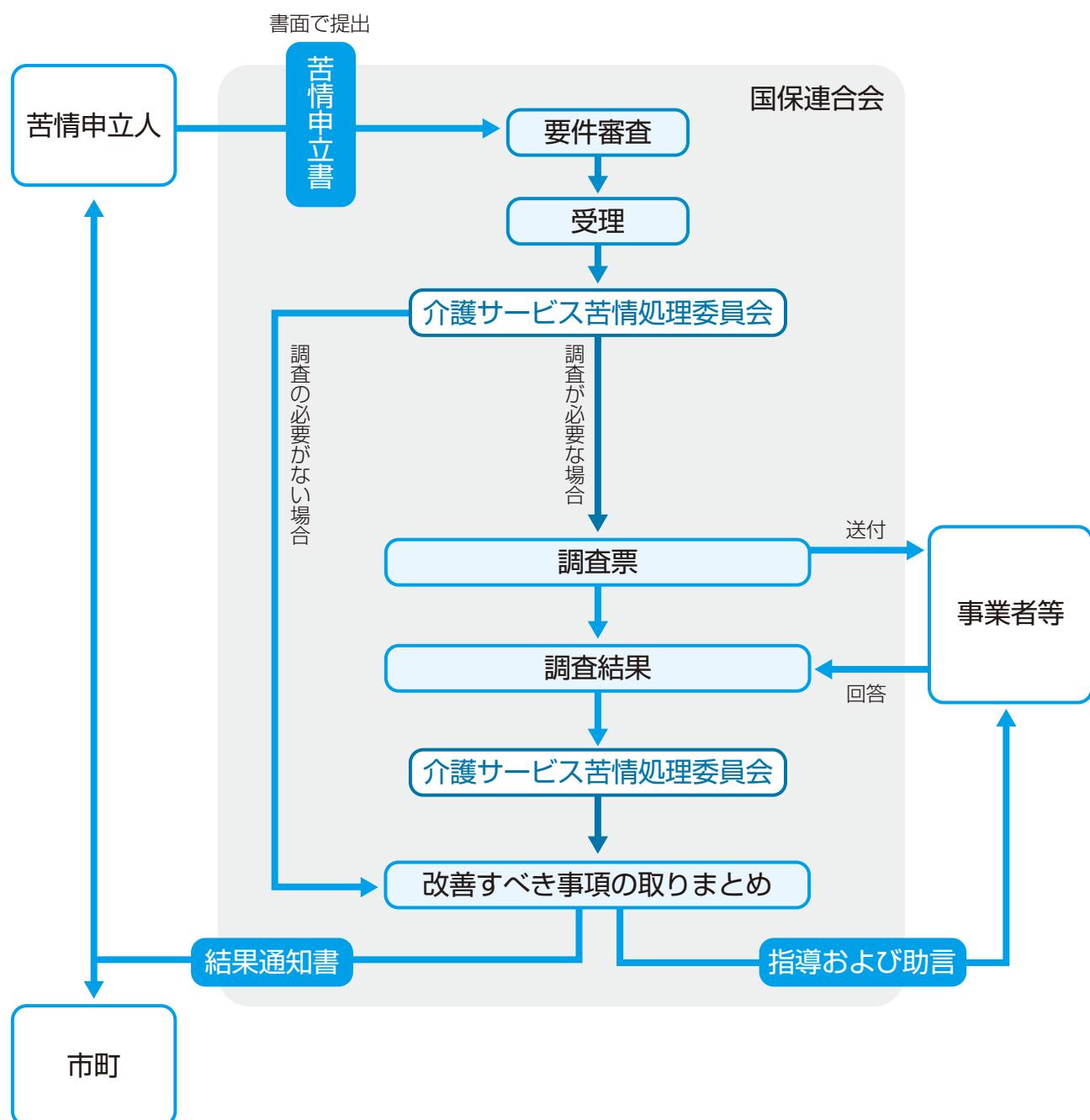
当月（サービス提供月の翌月）			翌月（サービス提供月の翌々月）		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
請求受付〆切 ▲10日	過誤受付・入力 レセプト点検・審査 審査委員会	増減点通知送付 再審査結果送付	共同処理帳票発送		支払通知 介護報酬支払 ▲26日
		全国決済受託分送信 全国決済委託分登録	確定払込請求書送付		

④介護サービス苦情処理業務

利用者の権利擁護および介護サービスの質の維持・向上を目的として、当連合会では利用者やその家族等からの苦情・相談を受け付けているほか、サービス事業者等に対して必要な指導や助言を行っています。

また、県社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携し、介護サービス以外の苦情についても適切な相談窓口を紹介するなど、必要な支援を行っています。

苦情処理業務の流れ

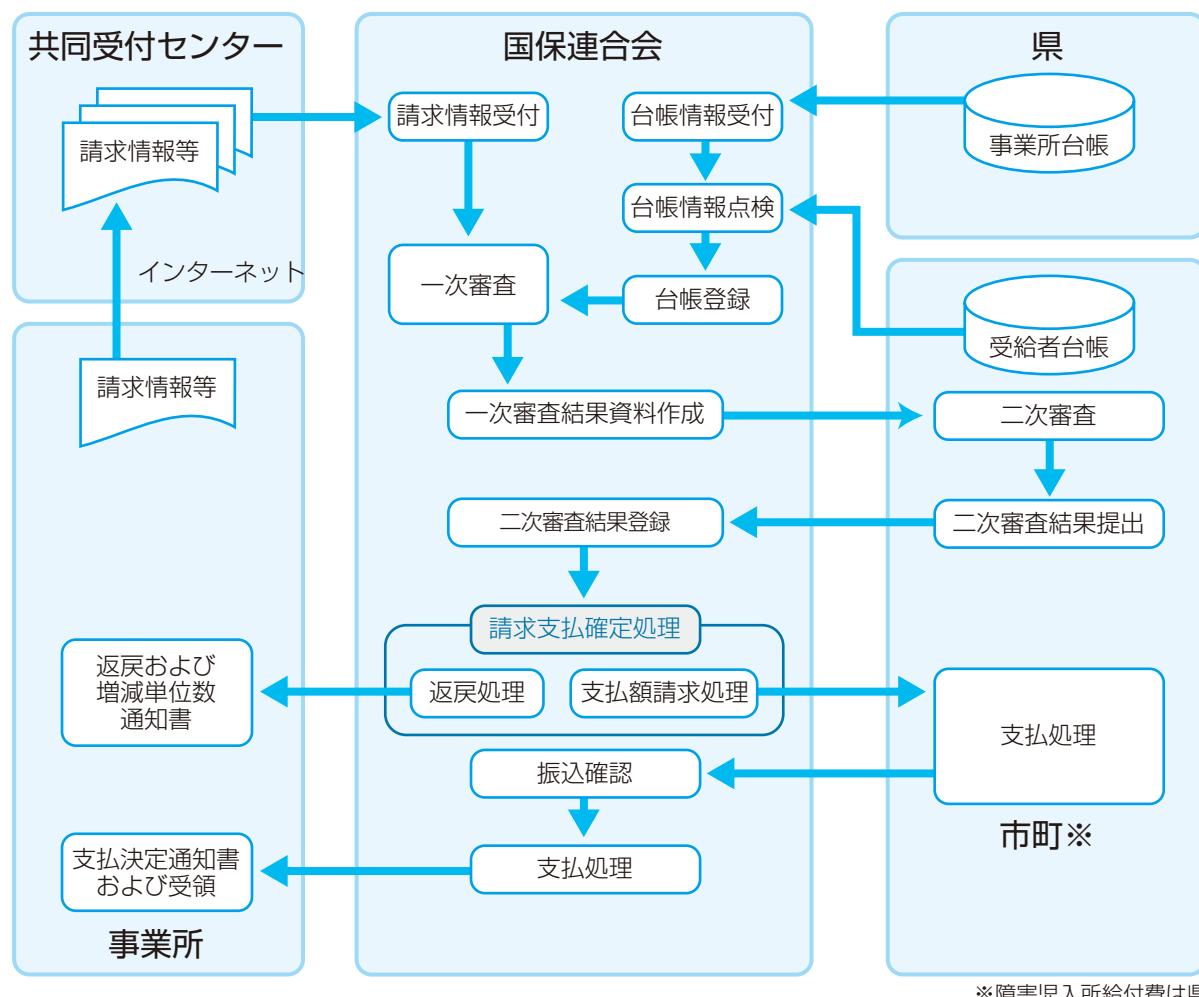


⑤障害介護給付費、障害児給付費に関する事業

県や市町からの委託を受け、居宅介護事業所や障害者（児）施設等から請求された介護給付費の審査支払いを行っています。障害介護給付費および障害児給付費とは、介護サービスの対価としての報酬のことで、当連合会では平成19年10月から、介護給付費のうち障害者等がサービス事業所等の窓口で支払った一部負担金を除く額について、県や市町への請求とサービス事業所等への支払いを行っています。

また、平成30年5月からは、支払事務に加えて審査事務も行っています。

審査支払業務の流れ



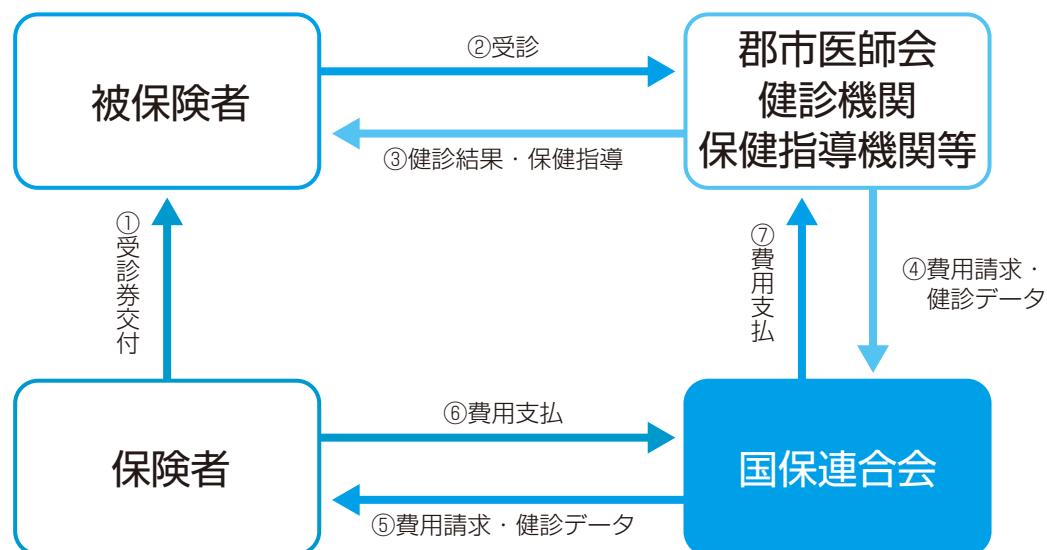
※「共同受付センター」とは

共同受付センターには「電子請求受付システム」が設置されており、サービス事業所等がインターネット上で送信した請求情報を国保連合会へ送信するほか、国保連合会から送信された支払決定額の内訳等の通知情報を事業所側に送信しています。また、サービス事業所等がインターネット請求を行う際に必要となる電子証明書の発行も行っています。

⑥特定健康診査、特定保健指導に関する事業

医療保険に加入する40歳以上の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発症と重症化を防ぐことを目的とした健診（特定健康診査）と、その結果に応じた保健指導（特定保健指導）について、当連合会では、保険者からの委託を受け、健診および保健指導の費用決済業務のほか、受診券や利用券の印刷、健診結果等のデータ管理、特定保健指導の対象者抽出等の保険者支援を行っています。

費用決済業務の流れ



⑦保険料（税）の特別徴収における経由機関業務

介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の年金からの天引き（特別徴収）に関し、当連合会および国保中央会では市町と年金保険者との間で授受が行われる情報の経由機関としての役割を担っています。

また、平成28年度から、消費税が10%に引き上げられた際に支給される年金生活者支援給付金の算定に必要な年金受給者情報や、介護保険補足給付の利用者負担額判定の際に勘案する非課税年金情報についても、同様に情報経由機関としての業務を行います。

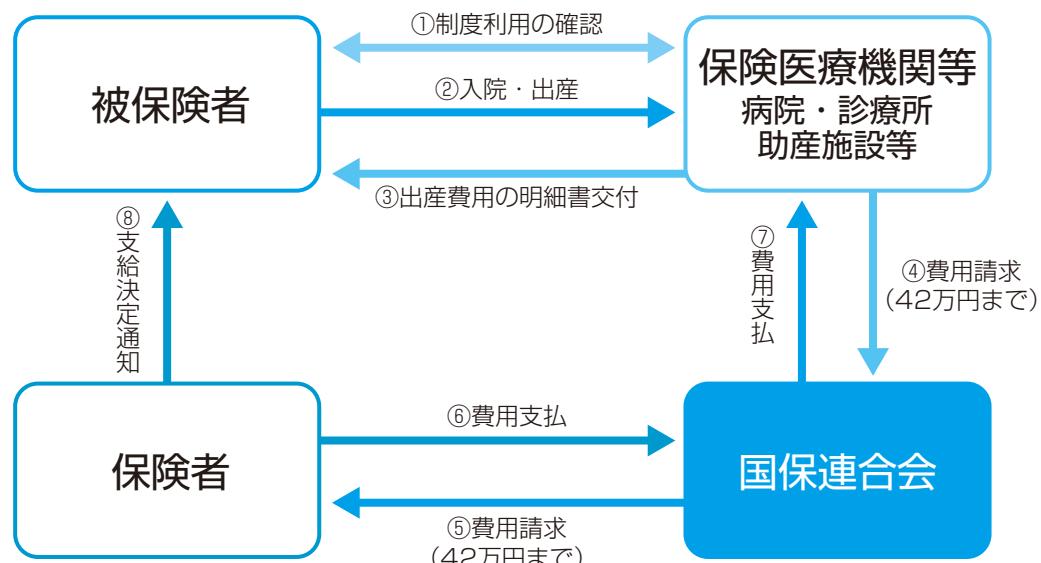


⑧出産育児一時金等の医療機関等への直接支払業務

被保険者が在胎12週以上を経て出産した場合、保険者に申請することにより出産育児一時金（被扶養者の場合は家族出産育児一時金）が支給されますが、緊急の少子化対策として、出産育児一時金等を保険者から医療機関等へ直接支払う制度が平成21年10月から始まりました。

当連合会では、保険者からの委託を受け、保険医療機関等から請求された出産費用の決済業務を行っています。

費用決済業務の流れ

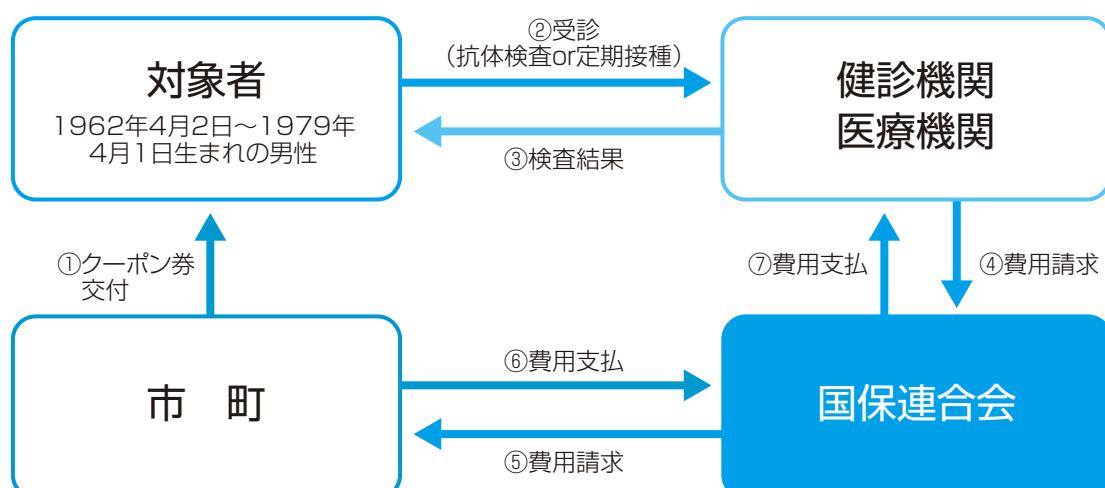


⑨風しん対策業務に係る費用の請求支払業務

令和元年6月から、風しん抗体保有率の低い40～50歳代の男性を対象に、市町において第5期の定期接種（抗体検査及び定期接種）が始まりました。

当連合会では当該業務における費用の請求支払業務を担っており、当該業務の効率的かつ適切な運用をサポートしています。

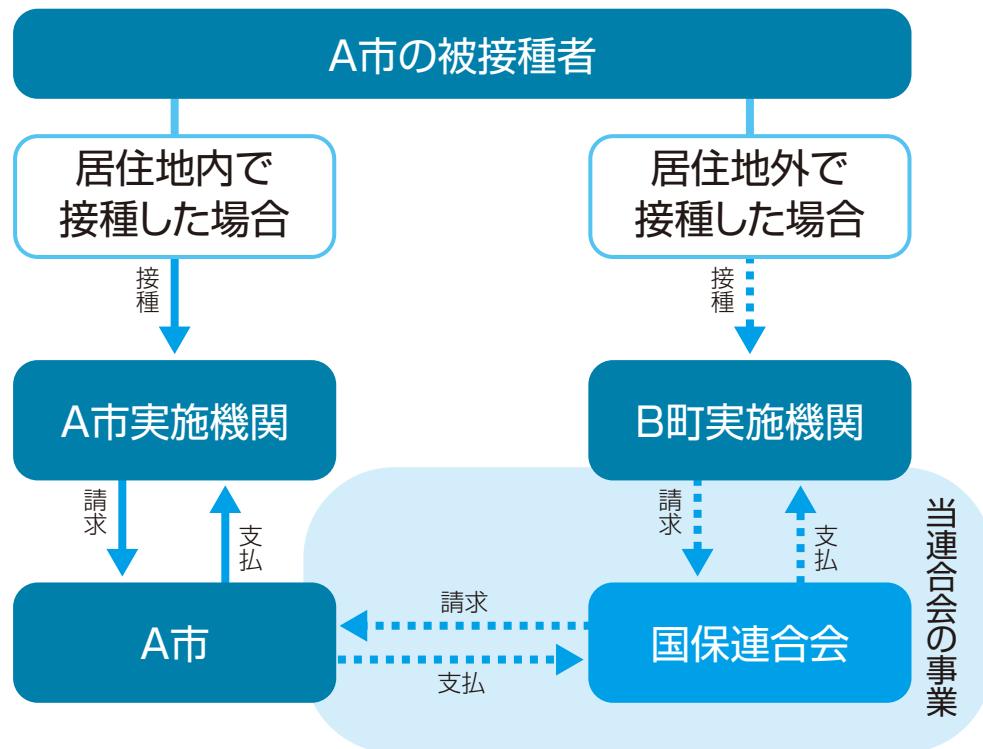
風しん対策業務の流れ



⑩新型コロナワクチン接種に係る請求支払事業

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和3年から全国でワクチン接種が始まりました。ワクチン接種に係る費用は、原則として接種の実施機関から市町に直接請求されますが、居住地外の方に接種した費用については、当連合会が当該費用の請求支払事業を代行します。（新型コロナワクチン接種に係る請求支払事業）

業務の流れ



⑪保険料(税)の算定・賦課に関する事業

国保の被保険者は、現役を退いた年金生活者や失業者などの経済的に弱い立場の方々も多いため、保険料（税）算定の適正化が以前にも増して重要となっています。当連合会では、厚生労働省と国保中央会が共同開発した「保険料（税）適正算定マニュアル」に付随する各種計算プログラムについて提供しています。

The screenshot shows the 'Anen Furisatsu Sankin Suisei Program' software interface. The main window displays '基礎データの状況' (Basic data status) and '後期高齢者支援金等分' (Subsidy for elderly people aged 75 and over). It includes various input fields for medical expenses, insurance rates, and subsidies, along with summary tables for medical expenses, insurance rates, and subsidies. On the right side, there is a section for '介護分' (Care part) with similar data entries. At the bottom, there are buttons for '計算実行' (Execute calculation) and '閉じる' (Close).

あん分率算定プログラム

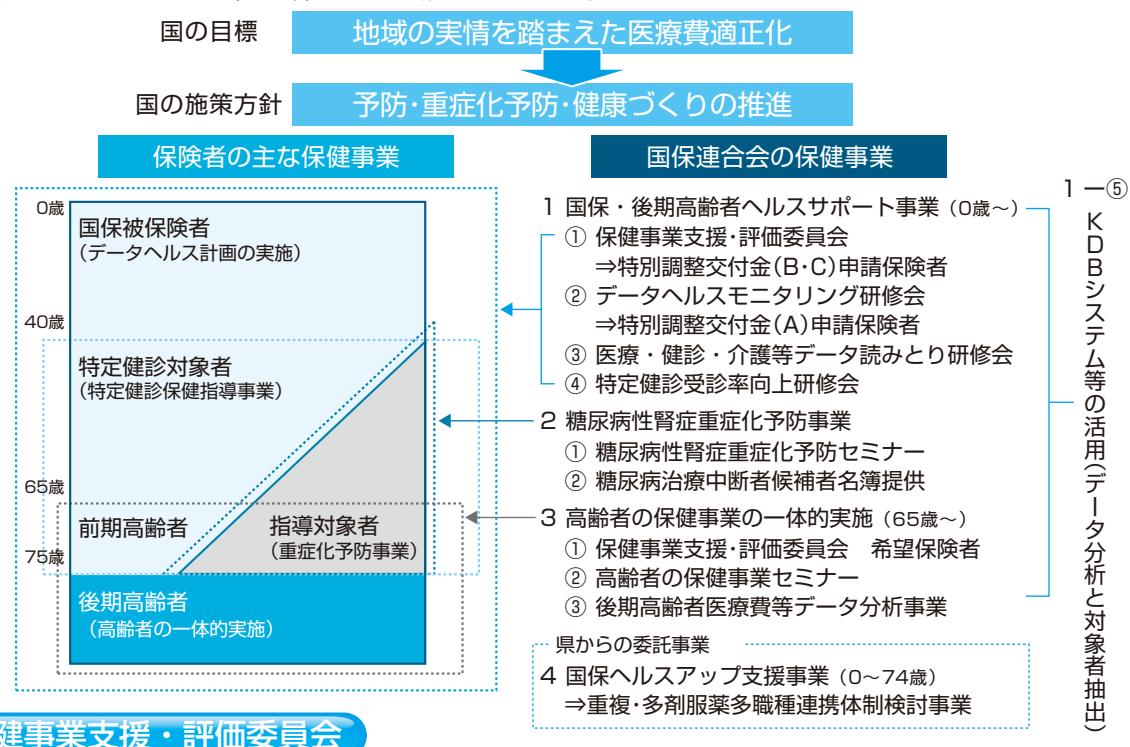
⑫保健事業

医療技術の進歩や高齢化、さらに社会情勢の変化により、国民健康保険医療費は年々増加しており、財政は極めて厳しい状況にあります。

当連合会では、基本理念の一つである「地域住民の健康の増進に資する」という目的を念頭に、今後さらに生活習慣病予防に重点を置いた保健事業のより一層の充実、強化を図り、真に保険者側に立った事業を積極的に推進し、保険者が行う保健事業の様々な支援を実施します。

・国保連合会における保健事業支援計画

保険者における被保険者の疾病予防、重症化予防、健康保持増進を目的とした事業の取り組みを以下のような体制で支援しています。



保険者が、地域の特性を勘案し、P D C Aサイクルで効果的に保健事業を実施できるよう支援するため、公衆衛生学等の有識者による委員会を設置し、保健事業実施計画（データヘルス計画）の実施や事業評価に関する助言等を行います。

データヘルス計画モニタリング研修会

国の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき保険者が策定した保健事業実施計画（データヘルス計画）の実施について、保険者における目標達成に向けた取り組みを支援するため、保健事業支援・評価委員会の委員等による支援を行います。

・健康づくり活動支援事業

保険者が行う特定健診等の現場へ在宅保健師を派遣し、保健事業への専門的な知識を有する人的支援を行うとともに、地域住民に対する健康増進の啓発活動を行っています。

⑬調査研究事業

国保事業の改善と健全な発展を目的として、国保事業の実態や状況の調査を行っているほか、他保険者との比較検討やその研究結果をまとめた資料の作成などの情報提供を行っています。

・国民健康保険診療報酬審査支払状況

診療報酬審査支払状況、保険者別医療費諸率、介護給付費審査支払状況、障害介護給付費支払状況等の実績を比較し把握できるほか、被保険者数の推移や審査件数・点数の推移等をグラフで示した資料です。

・グラフで見る福井県の国保

県内の医療費、保険者別1人当たりの医療費、福井県と全国の医療費諸率比較、保険者別の受診率と1件当たり医療費、被保険者および人口の高齢化率等に関する状況表等をグラフで示した資料です。

※いずれも当連合会ホームページ「各種ダウンロード」
から取得可能です。

<https://www.fukui-kokuhoren.or.jp/download/>



・国民健康保険財政分析帳票

各保険者における財政状況の把握を目的として、努力目標となるべき標準的な指標を類似する保険者のグループ類型ごとに分類し、保険料（税）収納率の状況や医療費の状況、保健事業の実施状況等を分析した資料です。



⑯広報事業

国保制度の趣旨普及や健康づくりの推進を目的として、各種広報媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を行っています。

【定期刊行物による広報】

・審査情報紙 国保連「審査情報」（年4回発行）

医療保険制度改革に関する情報のほか、診療報酬審査委員会からのお知らせなど、審査支払事業に関する情報を掲載しています。



・介護情報紙 国保連「介護だより」（年4回発行）

介護保険制度改革に関する情報のほか、介護給付費審査委員会からのお知らせなど、介護保険審査支払事業に関する情報を掲載しています。



※いずれも当連合会ホームページ「各種ダウンロード」から取得可能です。

【その他の広報】

・ホームページの開設

保険医療機関や介護サービス事業所のほか、国保被保険者等に対しての総合的な情報発信源として、各種制度や連合会事業に関する情報を掲載しています。

アドレス → <https://www.fukui-kokuhoren.or.jp>



・特定健診受診率向上広報

特定健診の制度周知や受診啓発を目的として、生活情報誌等において、特定健診の各検査項目に関する医師のインタビュー記事を掲載し、生活習慣の改善や特定健診受診のメリットをわかりやすく解説しています。

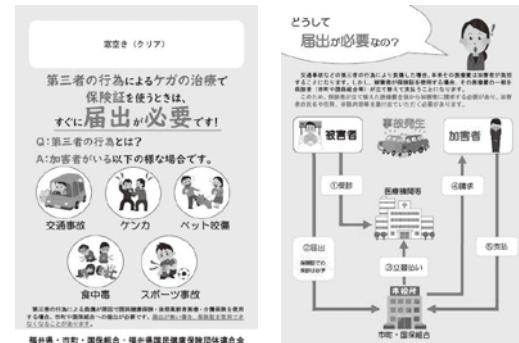
・特定健診・特定保健指導啓発ポスターの配布

特定健診の制度周知受診啓発を目的として、東海北陸地方の国保連合会が共同制作したポスターを公共施設等へ配布しています。



・第三者行為傷病届自主提出率向上広報 (クリアファイルの配布)

第三者行為の制度および被保険者からの届出義務の啓発を目的としたクリアファイルを作成し、各保険者へ配布しています。



⑯その他の事業

・保険者協議会の参画

福井県保険者協議会は、県内の医療保険者が連携協力し、加入者の健康保持・増進を図るとともに、福井県医療費適正化計画の策定、変更にあたっての意見提出や同計画の実施について協力することを目的に設置されています。

当連合会では、医療保険制度の枠組みを超えたデータ分析や、特定健診等の円滑な実施に向けて、特定健診、特定保健指導の実践者育成研修や、特定健診の周知啓発のための広報活動を行い、県とともに協議会の運営事務を担っています。

アドレス → <https://www.fukui-hokenshakyoungikai.jp/>

・国保診療施設研究協議会の運営

県内16の国保診療施設で構成し、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的に設立され、医療体制・医療技術の情報共有、施設の運営管理に関する会議等を開催しています。

また、施設関係者（医師、その他医療従事者）の相互理解と研鑽を図るため、研究発表・討議の場として「北陸三県国保地域医療学会」を富山県・石川県・福井県の診療施設協議会と国保連合会で共同開催しています。



第52回北陸三県国保地域医療学会(富山県)

・診療報酬支払資金融資制度

保険者財政の健全化に資するため、県内の国保保険者、後期高齢者医療広域連合、介護保険の保険者を対象として診療報酬支払基金の短期融資を行うことを目的とした融資規定を設けています。

・国保制度改善対策、国保振興事業

保険者および関係機関と連携し、国保制度の改善と財政基盤の安定・強化を図ることを目的として、国に対して国保制度の抜本改革に関する陳情活動を行っています。

また、国保事業功労者に対する表彰のほか、関係機関との連絡調整に関する研修会の企画・開催も行っています。



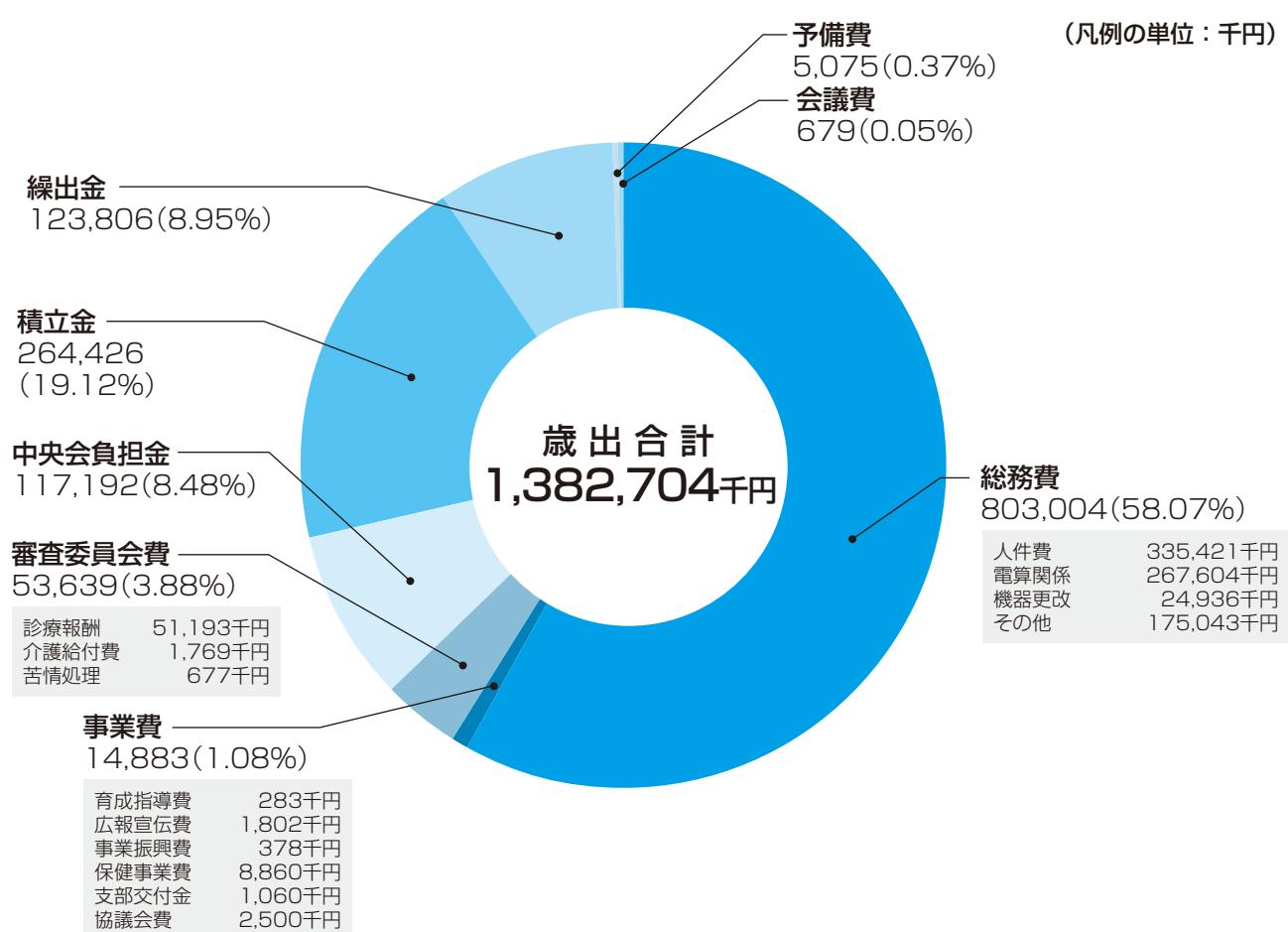
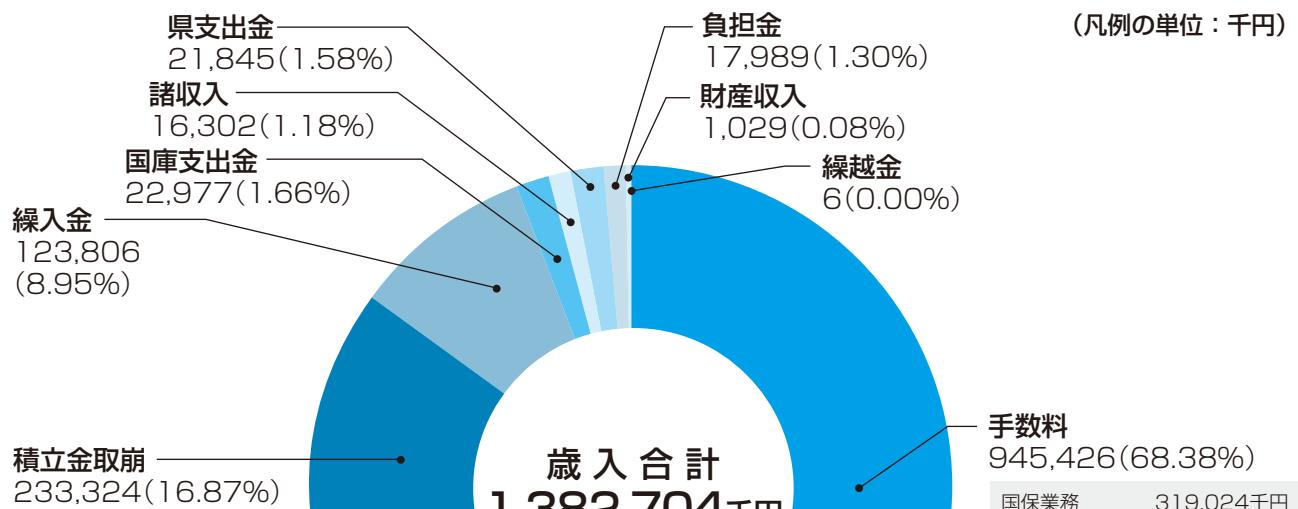
国保制度改善強化全国大会(東京都)

令和4年度 各会計予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増減(△)額	増減(△)率%
一 般 会 計	1,033,975	265,172	768,803	289.93%
特 別 検 症 会 支 報 計 払 酬	診療報酬審査支払業務勘定	538,400	537,948	452 0.08%
	国保・公費診療報酬支払勘定	56,616,072	53,931,704	2,684,368 4.98%
	出産育児一時金等に関する支払勘定	86,644	147,294	△60,650 △41.18%
	抗体検査等費用に関する支払勘定	160,035	280,293	△120,258 △42.90%
業 業 後 期 特 別 高 齢 会 計 係 者	後期高齢者医療業務勘定	469,212	467,560	1,652 0.35%
	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	103,662,375	103,645,904	16,471 0.02%
特 別 介 護 保 険 事 業 会 業 事 業	介護業務勘定	324,311	329,660	△5,349 △1.62%
	介護給付費等支払勘定	73,216,067	75,134,105	△1,918,038 △2.55%
業 業 支 援 傷 害 特 別 法 者 別 関 総 会 計 係 合	障害者総合支援業務勘定	42,740	49,551	△6,811 △13.75%
	障害介護給付費等支払勘定	23,540,811	22,458,007	1,082,804 4.82%
第三者行為損害賠償求償事務特別会計	193,266	214,827	△21,561	△10.04%
事 業 特 定 保 健 指 導 特 別 健 康 診 查 會 导 導 等	特定健康診査・特定保健指導等事業業務勘定	32,184	32,886	△702 △2.13%
	特定健康診査・特定保健指導等事業支払勘定	485,952	476,804	9,148 1.92%
計	260,402,044	257,971,715	2,430,329	0.94%

令和4年度 連合会運営経費内訳表



負担金および手数料

・負担金

項目		単位	単価
①一般負担金		保険者均等割および 被保険者数割の合計額 ※	9,990,000円 (総額)
②保健事業負担金		市町保健師1人当たり	2,500円
③診療施設負担金	ア 医師数割	常勤医師1人当たり	14,500円
	イ 施設平等割	1診療施設基本額 2施設以上 2/3を加算 出張所施設 1/3を加算	8,700円
	ウ 病床数割	5床未満の施設 5床以上10床未満の施設 10床以上20床未満の施設 20床以上30床未満の施設 30床以上50床未満の施設 50床以上の施設	2,900円 5,800円 8,700円 11,600円 17,300円 23,000円
④保険者・国保連オンラインネットワーク負担金		保険者均等割および 被保険者数割の合計額 ※	5,109,000円 (総額)
⑤保険者協議会保険者負担金		保険者協議会から示された額	

※令和3年8月31日における保険者別被保険者数より算出

・手数料

項目		単位	単価
1 診療報酬審査支払手数料			
①国保診療報酬審査支払手数料	ア 国保一般分	1件当たり	71円97銭
	イ 退職者分	1件当たり	71円97銭
②公費負担医療関係審査支払手数料		1件当たり	94円
③全国決済審査支払手数料		1件当たり	71円97銭
④県単事業（子ども医療費）		1件当たり	94円
⑤レセプト電算処理システム手数料		1件当たり	68銭

項目	単位	単価
2 国保保険者事務共同電算処理委託手数料		
①明細書資格確認・給付記録事務および磁気レセプトの保管	1件当たり	32円03銭
②医療費通知	医療費通知書 データ(CD-R)	1件当たり 1枚当たり
③高額療養費通知書		23円10銭
④退職被保険者適用適正化処理		90円
⑤診療報酬明細書磁気データ作成処理	基準額/月 1件当たり	10,000円 1円30銭
⑥後発医薬品差額通知書	1件当たり	22円99銭
⑦KDBシステム管理手数料	被保険者 (国保)1人当たり	9円63銭
3 後期高齢者医療に関する手数料		
①医療給付審査支払手数料	1件当たり	90円43銭
②公費負担医療関係審査支払手数料	1件当たり	94円
③全国決済審査支払手数料	1件当たり	90円43銭
④明細書資格確認・給付記録事務および磁気レセプトの保管	1件当たり	36円62銭
⑤KDBシステム管理手数料	被保険者 (後期)1人当たり	9円63銭
4 その他の手数料等		
①第三者行為損害賠償求償事務 共同処理委託手数料	ア 基本手数料 イ 実績割手数料	1被保険者当たり 損害賠償求償額の3.15%
②福祉医療費電算共同処理手数料		75円55銭
③国保情報集約システム処理		1被保険者当たり 230円
④保険者レセプト点検共同事業		1件当たり 7銭
⑤特定健診データ 管理システム 委託手数料	ア 共同処理 手数料 イ 費用決済手数料 ウ 特別業務手数料	対象者数割 実績割 1人当たり 1件当たり 1件当たり 1件当たり 141円36銭 95円73銭 109円84銭 9円20銭
⑥出産育児一時金等支払事務費		1件当たり 210円
⑦風しん対策事業手数料		1件当たり 300円
⑧新型コロナワクチン接種事務費		1件当たり 300円
⑨国保新聞購読料		1部につき年間 5,100円
⑩全国国保診療施設協議会会費	ア 施設均等割 イ 病床割(診療所除く)	病院 診療所 1病床につき 160,000円 65,000円 1,100円

項目	単位	単価		
5 介護保険事業に関する手数料				
①介護給付費審査支払手数料	1件当たり	95円04銭		
②公費負担医療費審査支払手数料	1件当たり	95円		
③特別対策費審査支払手数料	1件当たり	95円		
④総合事業費審査支払手数料	1件当たり	95円04銭		
⑤電算共同処理手数料	ア 介護給付費通知書作成処理	処理料 加工費 用紙代	1件当たり 1通当たり 1通当たり	2円55銭 24円 16円
	イ 償還払給付額管理処理		1件当たり	5円60銭
	ウ 高額介護サービス費支給処理		1件当たり	3円70銭
	エ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理委託手数料	基本手数料 実績割手数料	要介護者・ 要支援者1人当たり	5円 損害賠償求償額の3.15%
	オ 主治医意見書料支払処理		1件当たり	40円
⑥介護給付適正化処理手数料		要介護者・ 要支援者1人当たり		37円54銭
⑦年金特別徴収経由機関業務手数料	1人当たり			9円47銭
6 障害者総合支援事業に関する手数料				
①障害介護給付費審査支払手数料	1件当たり	191円52銭		
②障害児施設給付費審査支払手数料	1件当たり	191円52銭		
③共同処理事務処理委託手数料	1件当たり	164円98銭		
④高額障害福祉サービス等給付費支給処理手数料	1件当たり	3円80銭		

国保関係主要事項年表

▶ 福井県関係

年月日	事項
昭和13年 4月 1日	国民健康保険法公布
16年 6月 1日	▶ 福井県国民健康保険組合連合会（現国保連合会の前身）
23年10月 1日	▶ 福井県国民健康保険組合連合会を福井県国民健康保険団体連合会に名称変更
26年 3月31日	都道府県に診療報酬審査委員会を設置
32年 4月12日	厚生省に国民健康保険推進本部を設置し、国民健康保険全国4ヵ年計画を推進
33年10月 3日	国民健康保険法施行20周年記念式典挙行（日比谷公会堂）
12月27日	国民健康保険法公布（新法） (34年1月1日施行、国民皆保険の推進のため全文改正) ①国民皆保険の推進 ②被保険者の5割 ③国庫補助率2割 ④調整交付金5%
34年 2月 1日	▶ 福井県国保連合会に国民健康保険診療報酬審査委員会を設置し、審査業務を開始（委員24名）
4月 1日	▶ 福井県下皆保険達成
10月13日	▶ 県民皆保険達成記念式典を開催（福井市公会堂）
35年 7月 1日	▶ 福井県国保連合会が診療報酬審査支払業務を開始
36年 4月 1日	全国皆保険達成
37年 5月30日	国民皆保険達成記念式典開催（日比谷公会堂）
40年 1月 1日	▶ 旧美山村ほか16町村すべてにおいて7割給付を実施
43年 6月 6日	全世帯員の7割給付を実施（43年1月1日施行）
11月26日	▶ 国民健康保険法施行30周年記念式典開催（福井県民会館）
46年 4月 1日	▶ 全国左官タイル・全国建設工事業・全国板金・中央建設国保組合より審査支払業務を受託
48年 9月26日	高額療養費支給制度を実施
49年10月 1日	▶ 公費負担医療の審査支払業務を受託 ▶ 敦賀市、旧三国町、旧丸岡町で高額療養費支給制度を実施
50年 1月 1日	▶ 県下全市町村で高額療養費支給制度を実施
4月 1日	▶ 全国土木建設国保組合より審査支払業務を受託
10月 1日	県外分国民健康保険診療報酬全国決済制度を実施
53年 4月 1日	国民健康保険保健婦が市町村保健婦に移管 ▶ 福井県保健婦活動連絡協議会を設け、事務局を連合会に設置
6月 8日	国保中央会と日本柔道整復協会との間で全国協定合意
10月31日	▶ 国民健康保険法施行40周年記念式典開催（福井県民会館）
54年10月 1日	▶ 連合会において、診療報酬支払業務の電算処理を開始

▶ 福井県関係

年 月 日	事 項
昭和57年 4月 1日	▶ 柔道整復師、鍼灸マッサージ師施術療養費の審査支払業務を開始し、同審査委員会を設置
8月10日	▶ 国保保険者事務電算共同処理事業を開始（全保険者加入） 老人保健法交付（58年2月1日施行） ①国民健康保険の給付対象から老人保健法の適用者を除外 ②老人医療費の負担割合(保険者70% 国20% 地方公共団体10%)
58年 3月15日	▶ 老人保健法施行に伴い、老人医療費の審査支払業務を受託するとともに、保険者別医療費通知事務の委任契約を締結
59年 4月 1日	▶ 福井県国保連合会高額医療費共同事業を開始（全市町村参加） 交付基準100万円以上 交付率75%（63年度から県費補助を受けて交付基準額を80万円以上に拡充）
8月 7日	▶ 国民健康保険診療報酬審査委員会に特別部会および専任審査委員を設置 退職者医療制度の創設（59年10月1日施行） 特定療養費制度の創設（59年8月14日施行）
60年 1月10日	▶ 高額医療レセプトの審査について国保中央会設置の特別審査委員へ委託(医科55万点以上 調剤5,000点以上 歯科20万点以上)
61年10月 1日	▶ 福井県国保連合会レセプト点検共助事業を開始
62年 1月 1日	国民健康保険被保険者証の全国通用法定化
4月 1日	▶ 老人保健医療事務電算共同処理事業を開始
8月 1日	▶ 連合会に顧問弁護士を設置
11月25日	▶ 国民健康保険法施行50周年記念式典開催（福井県厚生年金会館）
平成元年 4月 1日	▶ 保険運営安定化対策事業を開始
12月22日	高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（平成2年度から実施）
3年 9月 1日	▶ レセプト点検専門員を設置（1名7保険者）
10月 4日	老人訪問介護制度の創設、初老期認知症老人の老人保健施設を認める等の制度改正（平成4年4月1日施行）
11月 1日	▶ 診療報酬再審査電算処理業務を開始
5年 4月 1日	▶ 連合会に嘱託保健師を設置
6年 6月 1日	国民健康保険法改正（平成6年10月1日施行） ①付添看護、介護の解消 ②訪問看護療養費の創設 ③入院時食事療養費の創設 ④出産育児一時金の創設 ⑤保険者の保健事業の充実（平成7年4月1日施行） ⑥社会福祉施設入所者の住所地主義の特例措置創設（ // ） ⑦国保組合等の規制緩和（療養取扱機関の廃止）

▶ 福井県関係

年月日	事項
平成6年 6月22日	地域保健法の創設（平成6年7月1日施行）
8月 1日	▶ 事務局改組（総務課・事業課・審査課）
8年 5月 1日	▶ 連合会に共同事業推進委員会、保健事業推進委員会を設置
8月 1日	▶ 在宅保健師派遣事業を開始
9年 1月 1日	▶ 福祉医療費電算共同処理事業を開始
4月 1日	▶ 第三者行為損害賠償求償事務共同事業を開始
9月 1日	健康保険法の一部改正（平成9年9月1日施行） ①被用者保険本人一部負担の引き上げ ②外来薬剤一部負担金の創設
12月 9日	介護保険法成立（平成12年4月1日施行）
10年 9月 1日	▶ 在宅保健師を組織化、「和の会」設立（在宅保健師47名）
10月 1日	▶ 審査委員会の会期延期（毎月20日まで→毎月25日まで） ▶ レセプト点検専門員を拡充（4名→5名体制）
11年 2月26日	▶ 診療報酬概算払制度の実施を理事会・総会で承認
5月10日	▶ 介護保険サーバ、レセプト電算処理サーバ（電算室）を設置
6月22日	老人医療受給者に係る薬剤一部負担金軽減特例措置の創設 (平成11年7月1日施行)
10月 9日	▶ 全国健康福祉祭福井大会協賛イベント「福・ふく国保館」開設
12年 4月 1日	介護保険法施行 ▶ 介護給付費審査委員会、介護サービス苦情処理委員会、苦情処理調査員を設置し、業務開始
4月 3日	▶ 事務局移転（福井県民会館→福井県自治会館）
7月 1日	老人医療受給者に係る薬剤一部負担金軽減特例措置の延長
13年 1月 1日	健康保険法等の一部改正 ①高額療養費に係る自己負担限度額の改定 ②老人保健一部負担金の改定 ③老人医療受給者に係る薬剤一部負担金軽減特例措置の廃止 ④海外療養費の創設
14年 1月 1日	介護保険制度の訪問通所系と短期入所系サービスの支給限度額管理が一本化
7月 1日	改正健康保険法成立
10月 1日	国民健康保険法改正 ①一部負担金等の見直し ②退職被保険者等に係る老健拠出金の見直し ③基準超過費用額の算定見直し ④広域化等支援基金の創設 ⑤出産費貸付事業の規定整備

▶ 福井県関係

年 月 日	事 項
平成15年 4月 1日	国民健康保険法改正 ①退職被保険者等の一部負担金の見直し ②外来薬剤一部負担金の廃止 ③特例療養費の廃止 ④保険料徴収の私人委託 ⑤療養給付費等拠出金の算定見直し ⑥保険者支援制度の創設 ⑦高額医療費共同事業の拡充・制度化
8月 1日	▶ 連合会に常務処理審査委員を設置
16年 7月30日	▶ 個人情報の保護に関する規則を制定
17年 2月23日	▶ 財務規則の全面改正
3月 1日	▶ レセプト電算処理システムの機器更改
6月22日	改正介護保険法成立 (平成17年10月1日施行) ①介護保険3施設(短期入所含む)等の居住費、食費の見直し (平成18年4月1日施行) ②予防重視型システムへの転換と、新たなサービス体系の確立
8月22日	▶ 福井県保険者協議会設立
10月31日	障害者自立支援法成立(平成18年4月1日施行)
18年 4月 1日	▶ 事務局改組(総務企画課・審査課)
5月 8日	▶ 事務室改修工事(生体認証システム導入、セキュリティ強化)
6月14日	「医療制度改革関連法」成立 健康保険等の一部改正 (平成18年10月1日施行) ①一部負担金等の見直し ②高額療養費の自己負担限度額の引き上げ ③保険財政共同安定化事業の創設 ④療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し等 (平成20年4月1日施行) ⑤保険者に対する特定健診・特定保健指導の義務化 ⑥退職者医療制度の原則廃止
19年 4月10日	▶ レセプトオンライン請求システムの運用を開始
10月 1日	▶ 障害者自立支援給付費等支払業務を開始
20年 4月 1日	前期高齢者に係る一部負担金の特例措置の創設(指定公費負担医療制度の創設) ▶ 後期高齢者医療診療報酬審査支払業務を開始 ▶ 保険料の特別徴収経由機関業務を開始 ▶ 特定健診等データ管理および支払業務を開始 ▶ 連合会に医療顧問を設置 ▶ 外部監査の導入

▶ 福井県関係

年月日	事項
平成20年10月 1日	▶ 国民健康保険法施行70周年記念式典開催（福井県自治会館）
	▶ 障害児施設給付費支払業務を開始
21年 1月 1日	後期高齢者（長寿）医療受給者に係る自己負担限度額の特例措置の創設
4月 1日	介護保険法改正 ①介護従事者の人材確保・処遇改善 ②医療との連携および認知症ケアの充実 ③効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証
9月30日	▶ 福井県国保連合会中期経営計画の策定
10月 1日	出産育児一時金直接支払制度の創設
11月 1日	▶ 出産育児一時金請求支払事務の開始
22年 3月 6日	▶ 地域の健康づくりシンポジウム開催（福井県国際交流会館）
4月 1日	▶ 事務局改組（総務課・業務課・審査課）
5月30日	▶ 専任の理事長が就任（全国4番目）
7月 2日	▶ 第2電算室設置工事（福井県自治会館3階）
23年10月 1日	▶ 国保総合システムの運用を開始
24年 4月 1日	▶ 審査補完システムの導入 ▶ 複式簿記による経理の導入
25年 3月29日	▶ 第2電算室拡張工事（福井県自治会館3階）
4月 1日	障害者自立支援法改正 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)に改正 ▶ 柔整レセプト審査システムによる画面での事務共助開始
26年 2月 下旬	▶ 国保データベースシステムの導入
4月 1日	▶ 国民健康保険診療報酬審査委員会特別部会を審査専門部会に改称
27年 4月 1日	▶ 福井県国保連合会第2次中期経営計画の策定 保険財政共同安定化事業対象拡大（30万円以上→すべてを対象） ▶ 国保・高齢者医療ヘルスサポート事業開始 ▶ 業務課内に介護保険室を設置 介護保険制度改革（新総合事業開始） 国民健康保険法改正 ①国民健康保険の安定化 （国保への財政支援の拡充および平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体） ②後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ③負担の平等化 (紹介状なしの大病院受診時の定期負担の導入、標準報酬月額の上限額の引上げ等)
5月27日	

▶ 福井県関係

年 月 日	事 項
平成28年 3月 7日	▶ ISMS認証取得
4月 1日	▶ 新国保制度対策本部を設置
	▶ 情報系（インターネット閲覧、電子メール授受専用）ネットワークの運用
29年 1月31日	▶ 福井県国保連合会事業継続計画（B C P）策定
	▶ データセンター利用開始
4月 1日	▶ 事務局改組（総務課・情報管理課・業務課・審査課）
5月19日	第31回地域医療現地研究会の開催
10月13日	▶ D P C点検システムの導入
30年 2月 5日	▶ 次期国保総合システムの導入
2月10日	▶ 審査支援システムの導入
2月19日	▶ 福井県国保連合会第3次中期経営計画の策定
4月 1日	国民健康保険法改正の施行（国民健康保険の運営に県が参画）
	▶ 子ども医療費助成事業（県単独事業）現物支給化開始
	▶ 国保情報集約システムの導入
	▶ 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業廃止
	▶ レセプト点検共同事業の運用を開始
	▶ 事務局改組（総務課・情報管理課・保険者支援課・審査課）
11月 8日	▶ 国民健康保険法制度施行80周年記念講演の実施
31年 2月10日	▶ ISMS再認証取得
3月28日	▶ 福井県国保連合会 I C T業務継続計画策定
4月 1日	▶ 新国保制度対策本部を解散
令和元年 6月 1日	▶ 風しん対策業務に係る費用の請求支払業務開始
2年 2月10日	▶ 次期特定健診等データ管理システムの稼働
3月 9日	▶ 次期後期請求支払システムの稼働
3月13日	▶ 次期国保データベース(K D B)システムの稼働
5月 7日	▶ 次期介護（障害）一拠点化システムの稼働
3年 2月 9日	▶ 福井県国保連合会第4次中期経営計画の策定
4月 1日	▶ 新型コロナワイルスワクチン接種に係る請求支払業務開始

会員名簿

保険者名	郵便番号	所 在 地	電話番号	国保主管課
福井県	910-8580	福井市大手3丁目17-1	0776-21-1111	健康政策課
福井市	910-8511	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5111	保険年金課
敦賀市	914-8501	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-21-1111	国保年金課
小浜市	917-8585	小浜市大手町6-3	0770-53-1111	市民福祉課
大野市	912-8666	大野市天神町1-1	0779-66-1111	市民生活・統計課
勝山市	911-8501	勝山市元町1丁目1-1	0779-88-1111	市民課
鯖江市	916-8666	鯖江市西山町13-1	0778-51-2200	国保年金課
あわら市	919-0692	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-1221	市民課
越前市	915-8530	越前市府中1丁目13-7	0778-22-3000	保険年金課
坂井市	919-0592	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-66-1500	保険年金課
永平寺町	910-1192	吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-1111	住民税務課
池田町	910-2512	今立郡池田町稻荷35-4	0778-44-6000	保健福祉課
南越前町	919-0292	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-3000	町民税務課
越前町	916-0192	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-1234	健康保険課
美浜町	919-1192	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-1111	住民環境課
高浜町	919-2292	大飯郡高浜町宮崎86-23-2	0770-72-1111	住民生活課
おおい町	919-2111	大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-1111	すこやか健康課
若狭町	919-1592	三方上中郡若狭町市場20-18	0770-62-1111	健康医療課
福井食品安全組合	918-8237	福井市和田東1-1202	0776-22-3934	—
福井県医師国保組合	910-0001	福井市大願寺3-4-10福井県医師会館内	0776-24-0408	—
福井県薬剤師国保組合	910-0016	福井市大宮6丁目13-6セレクトビル202	0776-26-1980	—

国民健康保険診療施設一覧

診療施設名	郵便番号	所 在 地	電話番号
敦賀市国保疋田診療所	914-0302	敦賀市疋田11-9-1	0770-27-1106
敦賀市国保疋田診療所 (杉 箬 出 張 所)	914-0314	敦賀市杉籬109-17	
敦賀市国保疋田診療所 (葉 原 出 張 所)	914-0002	敦賀市葉原98-21-18	
敦賀市国保東浦診療所	914-0262	敦賀市大比田34-16-1	0770-28-1440
大野市和泉診療所	912-0205	大野市朝日23-11	0779-78-2650
越前市国保坂口診療所	915-1225	越前市湯谷町24-18-1	0778-24-2221
国保池田町診療所	910-2511	今立郡池田町藪田5-3-1	0778-44-6021
南越前町国保今庄診療所	919-0131	南条郡南越前町今庄84-24-1	0778-45-0030
越前町国保織田病院	916-0215	丹生郡越前町織田106-44-1	0778-36-1000
国保内浦診療所	919-2351	大飯郡高浜町山中82-1-1	0770-76-1200
国保和田診療所	919-2201	大飯郡高浜町和田117-68	0770-72-6136
国保名庄診療所	917-0383	大飯郡おおい町名庄下6-1	0770-67-3037
若狭町巡回診療所	919-1393	三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-1111
若狭町国保上中診療所	919-1541	三方上中郡若狭町市場19-5	0770-62-1188
若狭町国保三方診療所	919-1313	三方上中郡若狭町横渡1-4-1	0770-45-0714



● アクセス

【高速道路】北陸道福井北インターチェンジから車で5分

【鉄道】JR福井駅から車で10分

※所要時間については、交通状況により異なりますのでご注意ください。

令和4年度 国保連合会事業概要

令和4年6月発行

■編集・発行 福井県国民健康保険団体連合会
〒910-0843
福井県福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館4階
TEL:(0776)57-1611(代表)
FAX:(0776)57-1625
HPアドレス:<https://www.fukui-kokuhoren.or.jp>

■印 刷 福井県経済農業協同組合連合会
購買事業部 印刷課 印刷センター



森林資源保護のため再生紙を使用しています